

# 水質汚濁防止法・水質保全に係る 法令等に基づく届出の手引き

令和6年4月

茨城県県民生活環境部環境対策課

# 目 次

1. 水質汚濁防止関係法令の概要	
第 1 水質汚濁防止法の概要	3
第 2 湖沼水質保全特別措置法の概要	10
第 3 茨城県生活環境の保全等に関する条例の概要（水質関係）	13
第 4 茨城県霞ヶ浦水質保全条例の概要	16
2. 届出に関する事項	
第 1 共通事項	20
第 2 特定施設等の設置の届出	22
第 3 特定施設等の使用の届出	22
第 4 特定施設等の構造等の変更の届出	23
第 5 氏名等変更の届出	24
第 6 特定施設等の使用廃止の届出	24
第 7 地位の承継の届出	25
第 8 届出書等の様式及び記載要領（記載例）	25
3. 資料	
(1) 特定施設	98
(2) みなし指定地域特定施設	108
(3) 排水特定施設	109
(4) 霞ヶ浦指定施設	111
(5) 水質汚濁防止法に基づく有害物質	112
(6) 水質汚濁防止法に基づく指定物質及び油	113
(7) 一律排水基準	114
(8) 水域別排水基準(上乘せ排水基準)	115
(9) 排水特定施設に適用される排出水の基準	127
① 排水特定施設に適用される排出水の基準(畜舎、霞ヶ浦小規模特定事業場は除く)	127
② 排水特定施設に適用される排出水の基準(畜舎)	129
③ 霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準	130
(10) 窒素・りんに係る排水基準	131
① 一律排水基準	131
② 上乘せ基準	132
③ 霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場に適用する排水基準	134
(11) 暫定排水基準	136
(12) 豚房施設、牛房施設および馬房施設に係る排水基準	140
(13) 排出水の測定と報告	141
(14) 小規模事業所の排水規制	143
(15) 霞ヶ浦一般事業場の排水規制	145
(16) 特定地下浸透水の浸透の制限	146
(17) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に関する構造基準及び定期点検の方法	147
4. 参考	
(1) 水質関係その他の基準等	166
(2) 公害防止管理者制度等の概要	169
(3) 各県民センター等管轄市町村一覧	171

## 凡 例

1. 本書で用いる法令の略称は、次のとおりです。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 水濁法      | 水質汚濁防止法               |
| (2) 水濁法令     | 水質汚濁防止法施行令            |
| (3) 水濁法規則    | 水質汚濁防止法施行規則           |
| (4) 湖沼法      | 湖沼水質保全特別措置法           |
| (5) 湖沼法令     | 湖沼水質保全特別措置法施行令        |
| (6) 湖沼法規則    | 湖沼水質保全特別措置法施行規則       |
| (7) 生活環境条例   | 茨城県生活環境の保全等に関する条例     |
| (8) 生活環境条例規則 | 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則 |
| (9) 上乗せ条例    | 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 |
| (10) 霞条例     | 茨城県霞ヶ浦水質保全条例          |
| (11) 霞条例規則   | 茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則      |

2. 本書で用いる用語は、法令で定めるもののほかは、次のとおりです。

- (1) 特定施設等
  - ・特定施設〔霞ヶ浦流域にあっては、みなし指定地域特定施設を含む。〕（水濁法、湖沼法）、排水特定施設（生活環境条例）及び霞ヶ浦指定施設（霞条例）の総称
- (2) 届出（書）等
  - ・法令に基づく届出（書）及び報告（書）
- (3) 一律排水基準
  - ・特定事業場からの排出水に対し、全国一律に適用となる水濁法第3条第1項の排水基準（資料(7)、(10)の①）
- (4) 上乗せ排水基準
  - ・水濁法第3条第3項の規定により、上乗せ条例第2条第2項及び第3項に定められた、一律排水基準にかえて適用となる排水基準（資料(8)、(12)）
  - ・水濁法第3条第3項の規定により、霞条例第11条で定められた、一律排水基準にかえて適用となる窒素・りん排水基準（資料(10)の②）
- (5) 排水特定施設に適用される排水基準
  - ・生活環境条例第36条第1項の規定により、生活環境条例規則第17条別表第7又は別表7の2で定められた排水基準（資料(9)①、②）
  - ・生活環境条例第36条第3項の規定により、生活環境条例規則第17条の3別表第7の3で定められた排水基準（資料(9)③）
- (6) 霞条例に基づく霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場に適用される排水基準
  - ・霞条例第11条の3の規定により霞条例規則第5条別表第3で定められた窒素・りん排水基準（資料(10)の③）

(参考)

- ・ 特定施設 水濁法第2条第2項の規定により政令（水濁法令第1条別表第1）で定められた施設（資料(1)）
- ・ 有害物質貯蔵指定施設 水濁法第2条第4項及び第5条第3項の規定による施設
- ・ 排水特定施設 生活環境条例第35条第2項の規定により規則（生活環境条例規則第15条別表第6）で定められた施設（資料(3)）
- ・ 指定施設 以下の2施設があるため注意する。  
①水濁法第2条第4項で定められた施設  
②湖沼法第15条で定められた施設
- ・ 霞ヶ浦指定施設 霞条例第2条第4項の規定により規則（霞条例規則第4条別表第2）で定められた施設（資料(4)）
- ・ みなし指定地域特定施設 湖沼法第14条の規定により政令（湖沼法令第5条）で定められた施設で（資料(2)）、指定地域特定施設と見なされるもの。（湖沼法第7条）
- ・ 特定工場 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第2条第2項の特定工場（参考(1)）
- ・ 霞ヶ浦流域 霞条例第2条第2項に定める区域
- ・ 指定地域 湖沼法第3条第2項の規定に基づき、昭和60年総理府告示第43号で指定された地域
- ・ 湖沼特定施設 指定地域内にあつて水濁法第2条第2項に規定する特定施設（みなし指定地域特定施設を含む。）で湖沼法令で定める施設以外のもの
- ・ 湖沼特定事業場 湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場で公共用水域への日平均排出水量が50m<sup>3</sup>/日以上のももの（湖沼法第7条）
- ・ 汚濁負荷量の規制基準 指定地域における湖沼特定事業場に対する排出水の化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量についての許容限度。

# 1 水質汚濁防止関係法令の概要

# 第1 水質汚濁防止法の概要

## 1. 目的 (第1条)

この法律は、

- ① 工場及び事業場から排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制や、生活排水対策の推進等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
- ② 工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して、人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより被害者の保護を図ることを目的としています。

## 2. 定義 (第2条)

### ① 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

### ② 特定施設

有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいいます。(資料(1)参照)

### ③ 有害物質

人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質をいいます。(資料(5)参照)

### ④ 指定物質

公共用水域に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいいます。(資料(6)参照)

### ⑤ 指定施設

有害物質を貯蔵もしくは使用する施設、又は指定物質を製造、貯蔵、使用もしくは処理する施設。

### ⑥ 貯油施設等

重油その他の政令で定める油(以下「油」という。)を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいいます。(油の種類については資料(6)参照)

### ⑦ 排出水

特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいいます(雨水も含まれます。)

### ⑧ 特定地下浸透水

「有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設」(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置する特定事業場(以下「有害物質使用特定事業場」という。)から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むものをいいます。

⑨ 生活排水

炊事、洗濯、入浴等の人の生活に伴い、公共用水域に排出される水（排水を除く）をいいます。

**3. 特定事業場の排水等の規制**（第3条）

① 排水基準

特定事業場から公共用水域に排出される水（排水）には、有害物質等43項目にわたり全国一律の排水基準が定められています。（資料(7)参照）

② 上乘せ排水基準

また、この一律基準では、公共用水域の自然的、社会的条件から判断して、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域について、都道府県の条例で一律基準にかえてより厳しい基準（上乘せ基準）を定めることができます。

（上乘せ条例、霞ヶ浦条例 資料(8)、資料(10)の②、資料(12)参照）

**4. 事業者の義務**

(1) 特定施設設置者の義務

特定施設を設置し、工場・事業場から排水（雑排水、雨水を含む）を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次のような義務が課せられています。

① 特定施設の設置等届出（第5条、第6条、第7条、第10条、第11条）

ア. 特定施設の設置の届出

イ. 特定施設の使用の届出

ウ. 特定施設の構造等の変更の届出

エ. 氏名変更等の届出及び特定施設の廃止の届出

オ. 承継の届出

② 実施の制限（第9条）

特定施設を設置又は変更をしようとする者は、その届出が受理された日から60日を経過しないと設置又は変更の工事（基礎工事を含む。）に着手することができません。

③ 排水の排出の制限（第12条）

排水を排出する者は、排水基準に適合しない排水を排出してはいけません。

なお、水濁法第3条第3項の規定に基づき、国の一律基準にかえて適用される排水基準が「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」等により定められています。（資料(7)、(8)、(10)の②、(12)参照）

④ 特定地下浸透水の浸透の制限（第12条の3）

有害物質使用特定事業場から水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させることは禁止されています。（資料(15)参照）

⑤ 排水の汚染状態の測定等（第14条）

排水を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、その汚染状態を測定し、結果を記録して3年間保存しなければなりません。

⑥ 事故時の措置（第14条の2）

ア. 応急の措置

特定事業場の設置者は、事業場において特定施設の破損等の事故が発生し、有害物質を含む水もしくはその汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより、人の健康又は生活の環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちにこれらの排出又は浸透の防止のための措置を講じなければなりません。

イ. 事故時の措置に係る届出

特定事業場の設置者は、上記の事故があったときは、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を県に届出なければなりません。

⑦ 緊急時の措置（第18条）

異常な濁水等により、公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活の環境に係る被害を生ずるおそれがある場合は、排水水を排出する者はその改善を図るため県が行う命令に従わなければなりません。

(2) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する事業者の義務

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している事業者には次のような義務が課せられています。

① 有害物質貯蔵指定施設の設置等届出（第5条、第6条、第7条、第10条、第11条）

ア. 施設の設置の届出

イ. 施設の使用の届出

ウ. 施設の構造等の変更の届出

エ. 氏名変更等の届出及び施設の廃止の届出

オ. 承継の届出

※ 有害物質使用特定施設を設置している事業者については、「(1) 特定施設設置者の義務」と同様。

② 実施の制限（第9条）

施設を設置又は変更をしようとする者は、その届出が受理された日から60日を経過しないと設置又は変更の工事（基礎工事を含む。）に着手することができません。

③ 構造基準等の遵守義務（第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければなりません。（資料(16)参照）

④ 定期点検の義務（第14条第5項）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

（資料(16)参照）



(3) 指定施設又は貯油施設等を設置する事業者の義務

① 指定施設を設置する事業者の義務（第14条の2第2項）

指定施設を設置する工場又は事業場（以下「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損等の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活の環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための措置を講じなければなりません。

また、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を県に届出なければなりません。

② 貯油施設等を設置する事業者の義務（第14条の2第3項）

貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損等の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに油を含む水の排出又は浸透の防止のための措置を講じなければなりません。

また、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を県に届出なければなりません。

## 5. 行政の権限

事業者には排水基準を遵守させ又は有害物質を含む特定地下浸透水の浸透を禁止し、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するために、県知事による次のような行政権限が認められています。（県知事の権限の一部については各県民センター長、環境政策課長、特例市長等（以下「県民センター長等」という。）に委任されています。）

① 計画変更命令等（第8条）

以下の場合には、県民センター長等はその届出を受理した日から60日以内に限り計画の変更又は廃止を命令することができます。

ア 特定施設の設置又は変更の届出があった場合に、排出水が排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むと認めるとき。

イ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の届出があった場合に、施設に係る構造、設備又は使用の方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるとき。

② 改善命令等（第13条、第13条の2、第13条の3）

排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むおそれがあると認めるときは、県民センター長等は、その事業者に対し、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出若しくは、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命じることができます。

また、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している事業者が、環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、県民センター長等は、その事業

者に対し、期限を定めて施設に係る構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができます。

③ 事故時の応急措置命令（第14条の2）

県民センター長等は、特定施設の事故等により、有害物質、指定物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活の環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、事業者に対し、その防止のための応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。

④ 地下水の浄化措置命令（第14条の3）

県民センター長等は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるきは、その被害を防止するために必要な限度において、事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができます。

⑤ 緊急時の措置命令（第18条）

県知事は、異常な濁水等の理由により、公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活の環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

⑥ 立入検査及び報告の徴収（第22条）

県民センター長等は、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は、その職員に、事業場に立入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができます。

## 6. 生活排水対策に係る行政及び国民の責務

水質汚濁の要因の一つとなっている生活排水の対策について、市町村、県、国及び国民が果たすべき役割等が規定されています。

(1) 行政の責務（第14条の5）

① 市町村の責務

- ア. 生活排水処理施設の整備
- イ. 生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成
- ウ. その他の生活排水対策に係る施策の実施

② 県の責務

- ア. 広域にわたる施策の実施
- イ. 市町村の施策の総合調整

③ 国の責務

- ア. 生活排水対策に係る知識の普及
- イ. 地方公共団体への技術上、財政上の援助

- (2) 国民の責務（第14条の6、第14条の7）
  - ア. 調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等の水質保全への心がけ
  - イ. 国、地方公共団体の生活排水対策への協力
  - ウ. 生活排水処理施設の整備に関する努力
- (3) 生活排水対策の計画的推進（第14条の8、第14条の9、第14条の10、第14条の11）
  - ① 生活排水対策重点地域の指定
    - ア. 環境基準が現に確保されていない水域等の水質汚濁に関係がある地域
    - イ. 自然的、社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要であり、水質汚濁が進行している水域の水質汚濁に関係がある地域
  - ② 生活排水対策推進計画の策定
    - ア. 生活排水対策の推進に関する基本的方針
    - イ. 生活排水処理施設の整備に関する事項
    - ウ. 生活排水対策に係る啓発に関する事項
  - ③ 生活排水対策推進計画の実施
    - ア. 生活排水対策の実施に必要な措置
    - イ. 生活排水を排出する者への必要な指導、助言、勧告

## 7. 損害賠償（第19条）

工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、事業者は無過失であっても損害を賠償する責任があります。

## 8. 罰 則

罰則は次の表のとおり規定されています。

適 用	罰 則	条 文
①計画変更命令等、改善命令等又は地下水の浄化措置命令等に違反した場合。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。	30条
②排水基準に違反した場合。	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。 ※過失で排水基準を違反した場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金（②排水基準に違反した場合のみ）	31条
③事故時の措置命令に違反した場合。		
④緊急時の措置命令に違反した場合。		
⑤特定施設等の設置届出、構造等変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金。	32条

<p>⑥特定施設の使用届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。</p> <p>⑦工事の実施制限に違反した場合。</p> <p>⑧排出水の汚染状態の測定結果や有害物質使用特定施設等に係る定期点検について、記録をしなかったり、虚偽の記録をしたり、又は記録を保存しなかった場合。</p> <p>⑨必要な事項に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避をした場合。</p>	<p>30万円以下の罰金</p>	<p>33条</p>
<p>⑩氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。</p>	<p>10万円以下の過料</p>	<p>35条</p>

(注) 行為者のみでなく、法人に対しても罰金が科せられます (第34条)。

## 第2 湖沼水質保全特別措置法の概要

### 1. 目的 (第1条)

この法律は、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊急かつ重要な湖沼について、水質保全に関する施策の計画の策定及び汚水、廃液等の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別な措置を講ずることにより、湖沼の水質保全を図り、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

### 2. 湖沼水質保全基本方針 (第2条)

湖沼の水質保全対策を総合的に実施するにあたっては、国、地方公共団体、事業者、国民等の緊密な協力が必要であることから、国は、湖沼の水質保全を図るための基本方針を定めています。

基本方針は次の内容からなっています。

- ① 湖沼の水質保全に関する基本構想
- ② 湖沼水質保全計画の策定その他指定湖沼の水質保全のための施策に関する基本的な事項
- ③ その他、湖沼の水質保全に関する重要な事項

### 3. 指定湖沼及び指定地域 (第3条)

#### ① 指定湖沼

国は、水質環境基準が確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、水の利用状況、水質汚濁の推移等からみて特に水質保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定しています。

指定湖沼には、全国で11湖沼が指定されており、茨城県では、霞ヶ浦（北浦、常陸利根川を含む。）が指定されています。

#### ② 指定地域

指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域が指定地域として指定されています。

### 4. 湖沼水質保全計画 (第4条)

県知事は、基本方針に基づき、指定湖沼の水質保全のため指定地域において実施すべき施策に関する計画（湖沼水質保全計画）を定めています。

湖沼水質保全計画には次のことが定められています。

- ① 湖沼水質保全計画の計画期間
- ② 湖沼の水質の保全に関する方針
- ③ 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関する事。
- ④ 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関する事。

## 5. 工場・事業場に対する汚濁負荷量の規制 (第7条～第13条)

指定湖沼においては、工場・事業場が排出する汚濁負荷量を極力抑制するために、水濁法の排水基準に加えて、指定地域内の湖沼特定施設（水濁法第2条第2項に規定する特定施設及び湖沼法第14条に規定する「みなし指定地域特定施設」）を設置する工場・事業場で一日あたりの平均的な排水量が50m<sup>3</sup>以上の規模のもの（「湖沼特定事業場」という。）に対し、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量に係る汚濁負荷量の規制を行っています。

## 6. みなし指定地域特定施設 (第14条)

水濁法の特定施設となっていないが、湖沼の水質にとって生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する施設として、政令で定めるものについては、これを同法の指定地域特定施設とみなして、水濁法の規定を適用しています。（資料(2)参照）

## 7. 指定施設及び準用指定施設 (第15条～第22条)

湖沼の水質汚濁の原因となる物を排出していても、排水基準になじまない施設については、これを指定施設として政令で定め、その構造及び使用方法の規制を行うことにより、汚濁負荷の削減を図っています。

また、水濁法の特定施設であっても、排水量が少ない等の事情から指定施設に準ずるものについては、これを準用指定施設として政令で定め、指定施設に準じた構造及び使用方法の規制を行っています。

### ・指定施設

(1) 畜産業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 豚房施設（豚房の総面積が40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満の事業場のものに限る。）

ロ 牛房施設（牛房の総面積が160m<sup>2</sup>以上200m<sup>2</sup>未満の事業場のものに限る。）

ハ 馬房施設（馬房の総面積が400m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>未満の事業場のものに限る。）

(2) こいの養殖施設(網いけすの総面積が500m<sup>2</sup>を超えるものに限る。)

### ・準用指定施設

特定施設である豚房施設、牛房施設又は馬房施設のうち、生活環境項目に係る排水基準が適用されないもの。

事業者には指定施設の設置等について届出の義務があります。

- ① 指定施設（準用指定施設）の設置届出
- ② 指定施設（準用指定施設）の使用届出
- ③ 構造等の変更の届出
- ④ 氏名変更の届出及び指定施設（準用指定施設）の使用廃止の届出
- ⑤ 承継の届出

## 8. 規制以外の措置（第24条）

規制措置のほか、県知事は、特定施設又は指定施設の設置者以外の汚濁原因者に対し、湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができます。

## 9. 罰則

罰則は次の表のとおり規定されています。

適 用	罰 則	条 文
①湖沼特定事業場に係る計画変更命令又は改善命令に違反した場合。 ②湖辺環境保護地区に係る原状回復命令等に違反した場合。	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。	44条
③指定施設、準用指定施設に係る改善命令に違反した場合。 ④湖辺環境保護地区の保全に係る植物採取等の禁止等の命令。	50万円以下の罰金	45条
⑤指定施設の設置届出、構造等変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。 ⑥湖辺環境保護地区における必要な行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。 ⑦湖辺環境保護地区における必要な行為の届出の後、30日を経過する前に当該行為に着手した場合。 ⑧湖辺環境保護地区に関し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避をした場合。	30万円以下の罰金。	46条
⑨法令の改正により新たに指定施設となった際に届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。 ⑩指定施設、準用指定施設に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避をした場合。	20万円以下の罰金	47条
⑪氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	10万円以下の過料	49条

(注) 行為者のみでなく、法人に対しても罰金が科せられます（第48条）。

### 第3 茨城県生活環境の保全等に関する条例の概要（水質関係）

#### 1. 目的（第1条）

この条例は、生活環境の保全等に関し、県、事業者等の責務を明らかにし、他の法令の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等の規制や事業活動や日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置等を定め、県民の健康の保護及び生活環境を保全することを目的としています。

#### 2. 排水特定施設（第35条第2項）

工場・事業場に設置される水濁法第2条第2項の特定施設以外の施設のうち、汚水を排出するものとして県独自に規制対象とした、いわゆる「横出し施設」のことです。（資料(3)参照）

#### 3. 排水特定施設の設置等の届出（第37条、第38条、第39条、第49条）

事業者は、排水特定施設の設置等について届出の義務があります。

- ① 排水特定施設の設置の届出
- ② 排水特定施設の使用の届出
- ③ 構造等の変更の届出
- ④ 氏名の変更等の届出及び排水特定施設使用廃止の届出
- ⑤ 承継の届出

#### 4. 規制基準（第36条、第50条）

排水特定施設を設置する工場等に適用される「排水基準」、「霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準」及び「畜舎及び畜産施設の構造並びに使用及び管理の基準」並びに「水産施設及び魚粉飼料施設の構造並びに使用及び管理の基準」が定められています。（資料(9)参照）

#### 5. 地下の浸透の制限（第43条）

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある次の物質を含む汚水等(これを処理したものを含む。)の地下への浸透は禁止されています。

- ア カドミウム及びその化合物
- イ シアン化合物
- ウ 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
- エ 鉛及びその化合物
- オ 六価クロム化合物
- カ 砒素及びその化合物
- キ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- ク ポリ塩化ビフェニル
- ケ ふっ素及びその化合物



## 6. 排出水の汚染状態の測定等 (第46条、第46条の2)

排水特定施設及び水濁法第2条第2項で規定する特定施設(対象人員501人以上のし尿浄化槽を除く)を設置する事業者で、条例に規定された者は、排水量等を測定し、その結果を記録し、排出水の汚染状態が排水基準を超えるときは、その結果を県民センター長等に報告しなければなりません。

測定の頻度は、排出先の水域、排出量の規模、有害物質の使用の有無に応じて定めています。(資料(13)参照)

## 7. 小規模事業所の排水対策 (第53条)

水濁法や生活環境条例に基づく施設届出事業所のうち、排水量が少なく排水基準の適用を受けない事業所や特定施設又は排水特定施設を設置しない事業所(以下「小規模事業所」という。)に対しても排水の適正処理等の措置を義務づけています。(資料(14)参照)

## 8. 地下水の汚染防止に関する規制 (第58条～第65条)

地下水汚染の未然防止のため、水濁法に規定された有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設以外にも、有害物質を取り扱う施設を対象に汚染防止対策について規定しています。

なお、ここで規定された有害物質は、土壤汚染対策法施行令第1条各号に掲げる物質とされています。

また、生活環境条例第58条第4項に規定された「有害物質使用排水特定施設」を設置する事業者には次のような義務が課せられています。

### ① 有害物質使用排水特定施設の設置等届出 (第58条の2～4、第58条の7)

ア. 施設の設置の届出

イ. 施設の使用の届出

ウ. 施設の構造等の変更の届出

エ. 氏名変更等の届出及び施設の廃止の届出

オ. 承継の届出

### ② 構造基準等の遵守義務 (第59条)

有害物質使用排水特定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則(第28条から第28条の5)で定める基準を遵守しなければなりません。

### ③ 定期点検の義務 (第61条)

有害物質使用排水特定施設について、規則(第30条、第30条の2)で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを3年間保存しなければなりません。

## 9. 罰 則

罰則は次の表のとおり規定されています。

適 用	罰 則	条 文
①計画変更命令等、又は改善命令等に違反した場合。(②以外)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。	128条
②計画変更命令等、又は改善命令等に違反した場合。(霞ヶ浦小規模特定事業場に限る)	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金。 ※過失で排水基準を違反した場合は3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金 (③排水基準に違反した場合のみ)	129条
③排水基準に違反した場合。		
④事故時の措置命令に違反した場合。		
⑤緊急時の措置命令に違反した場合。		
⑥基準適合命令等に違反した場合。		
⑦排水特定施設又は有害物質使用排水特定施設の設置の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金。	130条
⑧排水特定施設又は有害物質使用排水特定施設の使用の届出又は構造等の変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。  ⑨工事の実施制限に違反した場合。  ⑩排出水の汚染状態の測定結果や有害物質使用排水特定施設に係る定期点検について、記録をしなかったり、虚偽の記録をしたり、又は記録を保存しなかった場合。  ⑪排水基準を超過した時に報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合。	30万円以下の罰金	131条
⑫報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避をした場合。	20万円以下の罰金	132条
⑬氏名等の変更届出、排水特定施設又は有害物質使用排水特定施設使用廃止届出、承継届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	10万円以下の罰金又は科料	134条

(注) 上記の違反行為をしたときは、行為者のみでなく、法人に対しても罰金又は科料が科せられます(第135条)。

## 第4 茨城県霞ヶ浦水質保全条例の概要

### 1. 目的 (第1条)

この条例は、霞ヶ浦の水質保全に関し、県、県民及び事業者の責務を定めるとともに、窒素及びりんに係る水濁法の規定に基づく特別の排出基準、生活排水の適正処理に係る措置に関し必要な事項を定め、霞ヶ浦の水環境の保全を図ることを目的としています。

### 2. 霞ヶ浦指定施設 (第2条)

工場又は事業場に設置される施設のうち、窒素及びりんを含む汚水又は廃液を排出するもので規則で定めるものをいいます。(資料(4)参照)

### 3. 県及び県民等の責務

#### (1) 県の責務 (第3条)

霞ヶ浦の水質保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町村が策定し、及び実施する施策の総合調整を行います。

また、霞ヶ浦の水質保全に関する施策について、国、市町村、事業者及び県民と相互に連携して水質保全に取り組むよう努めることとしています。

#### (2) 県民の責務 (第4条)

県民は、生活排水が霞ヶ浦の水質の汚濁の大きな要因の一つであることを認識し、霞ヶ浦の水質保全に関する施策に協力しなければなりません。

#### (3) 事業者の責務 (第5条)

事業者は、その事業活動に当たっては、霞ヶ浦の水質保全を図るために必要な措置を講じるとともに、県又は市町村が実施する霞ヶ浦の水質保全に関する施策に協力しなければなりません。

### 4. 水質保全に関する目標 (第9条)

県知事は、霞ヶ浦の水質保全に関し、次に掲げる目標等を設定しています。

ア 窒素、りん及び有機物(COD又はBOD)の削減目標

イ 削減目標の達成の方途

ウ その他窒素、りん及び有機物の削減に関し必要な事項

### 5. 工場又は事業場の排水の規制

#### (1) 特定施設を設置する工場又は事業場

水濁法第3条第3項の規定に基づき、特定施設を設置する工場又は事業場に対し、窒素及びりんについて国の一律基準にかえて適用される排水基準(上乘せ排水基準)が定められています。(資料(10)の②参照)

また、排水中の窒素及びりんについて、1月に1回(日平均排水量が10m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>未満の工場又は事業場は6月に1回、10m<sup>3</sup>未満の工場又は事業場は1年に1回)以上測定し、その結果を保存し、排水基準(資料(10)の②参照)を超過した場合には、その結果を知事に報告することが義務づけられています。

## (2) 霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場

① 霞ヶ浦指定施設の設置等の届出 (第12条、第13条、第14条、第17条、第18条)  
事業者は、霞ヶ浦指定施設の設置等について、届出の義務があります。

ア 霞ヶ浦指定施設の設置の届出

イ 霞ヶ浦指定施設の使用の届出

ウ 霞ヶ浦指定施設の変更等の変更の届出

エ 氏名の変更等の届出及び霞ヶ浦指定施設の使用廃止の届出

オ 承継の届出

② 排水基準 (第11条の3)

霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場に適用される排水基準が定められています。  
(資料(10)の③参照)

③ 実施の制限 (第16条)

霞ヶ浦指定施設を設置又は変更しようとする者は、その届出が受理された日から60日を経過しないと、設置又は変更の工事(基礎工事を含む)に着手することができません。

④ 排出水の排出の制限 (第19条)

排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはなりません。

⑤ 排水基準の遵守 (第19条の2)

霞ヶ浦小規模指定事業場から排出水を排出する者は、排水基準を遵守しなければなりません。

⑥ 排出水の汚染状態の測定等 (第21条)

排出水を排出する者は、排出水の汚染状態(窒素及びりん)を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

また、排出水の汚染状態が排水基準を超えるときは、その結果を県民センター長等に報告しなければなりません。

(注) 窒素、りんについては毎月1回(日平均排水量が10m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>未満の工場又は事業場は6月に1回、10m<sup>3</sup>未満の工場又は事業場は1年に1回)以上測定しなければなりません。

## 6. 霞ヶ浦一般事業場

(1) 排水に関する基準の遵守 (第21条の2)

霞ヶ浦流域内において特定施設、霞ヶ浦指定施設又は排水特定施設を設置しない工場又は事業場(以下「霞ヶ浦一般事業場」という。)から公共用水域に水を排出する者は、霞ヶ浦一般事業場から公共用水域に排出する水(以下「排出水」という。)を適正に処理し、水質

に関する基準を遵守しなければなりません。(資料(14)参照)

(2) 排水水を排出する者に対する措置 (第21条の3)

ア 知事は、霞ヶ浦一般事業場に対して、排水基準を遵守するための措置の実施を確保するため必要があると認めるときには、指導又は助言を行うことができます。

イ 知事は、指導又は助言をした場合において、霞ヶ浦一般事業場が水質に関する基準を遵守していないと認めるときには、勧告をすることができます。

ウ 知事は、イの勧告に従わない場合には、公表することができます。

エ 知事は、イの勧告を受けた者がその勧告に従わないで排水水の排出を行っているときは、期限を定めて汚水若しくは廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を講じることが命じ、又は排水水の排出の一時停止を命じることができます。

**7. 生活排水の適正処理** (第21条の6)

霞ヶ浦流域内において生活排水を排出する場合には次の施設等により処理しなければなりません。

ア 下水道施設

イ 農業集落排水施設又は排水を集合処理する施設

ウ 窒素又はりんを除去する性能を有する合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)

**8. りんを含む家庭用合成洗剤の使用禁止等** (第22条、第23条、第24条)

霞ヶ浦流域内においてりんを含む家庭用合成洗剤の使用、譲渡、及び販売業者による販売が禁止されています。

**9. 農業、畜産業及び養殖業における水質の保全**

(1) 適正な施肥及び用水管理 (第27条)

霞ヶ浦流域内において農業を営む場合には、施肥及び用水の管理を適正にしなければなりません。

(2) 家畜排せつ物の適正な処理 (第28条)

ア 霞ヶ浦流域内において畜産業を営む場合には、家畜排せつ物の量に応じた適切な処理方法を選定するなど、家畜排せつ物を適正に処理しなければなりません。

イ 家畜排せつ物の散布については、次の事項を遵守しなければなりません。

① 家畜排せつ物を発酵させた後に散布すること

② 作物の種類、肥料の量等を考慮して散布すること

ウ 霞ヶ浦流域内において畜産業を営む場合には、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の適用を受けない場合であっても、家畜排せつ物の発生量、処理の方法及び処理の方法別数量を記録しなければなりません。

(3) 魚類養殖の適正管理 (第29条)

霞ヶ浦流域内において魚類の養殖を営む場合には、養殖施設の規模に応じて適切に管理しなければなりません。

## 10. 罰 則

罰則は次の表のとおり規定されています。

適 用	罰 則	条 文
①計画変更命令等又は改善命令等に違反した場合（霞ヶ浦小規模指定事業場に係るものは除く。）。	50万円以下の罰金。	35条
②霞ヶ浦指定施設について、排水基準に違反した場合（霞ヶ浦小規模指定事業場に係るものは除く。）。	①30万円以下の罰金 ②過失で排水基準を違反した場合は20万円以下の罰金	36条
③計画変更命令等又は改善命令等に違反した場合（霞ヶ浦小規模指定事業場に係るものに限る。）。	30万円以下の罰金	37条
④霞ヶ浦指定施設の設置届出、使用届出又は変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合		
⑤霞ヶ浦指定施設に係る工事の実施制限に違反した場合		
⑥排水基準を超過した場合の報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合。		
⑦排出水の汚染状態の測定について、記録をしなかったり、虚偽の記録をしたり、又は記録を保存しなかった場合。		
⑧報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、忌避をした場合。		
⑨霞ヶ浦一般事業場が改善命令等に違反した場合		
⑩霞ヶ浦指定施設に係る氏名等の変更届出、使用廃止届出、承継届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合。	10万円以下の罰金又は科料。	38条

(注) 上記の違反行為をしたときは、行為者のみでなく、法人に対しても罰金又は科料が科せられます（第39条）。

## 2 届出に関する事項

## 第1 共通事項

- 1 届出書等は、正本1部、写し1部を、工場又は事業場の所在地の市町村を所管する各県民センター環境・保安課又は環境政策課県央環境保全室に提出してください。  
なお、工場又は事業場の所在地が水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市又は筑西市である場合は、当該市の環境担当課に提出してください（令和6年3月末現在）。
- 2 下記①～③に該当する場合であり、有害物質を使用等しない場合は（※1）、届出の必要はありません。
  - ① 当該工場・事業場から排水（雑排水、雨水等を含む）が全くないもの。
  - ② 全ての排水が、終末処理場に接続する下水道に流入するもの（※2）。
  - ③ 全ての排水が、別の工場・事業場に流入したり、複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入するもの（※3）。
- ※1 水濁法の有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設、並びに生活環境条例の有害物質使用排水特定施設を設置する場合は、上記①～③に関わらず届出が必要です。
- ※2 ②の場合は、別途下水道法に基づき下水道管理者への届出が必要となります。
- ※3 ③の場合は、排水を処理する工場・事業場、共同処理場の管理者が届出の義務を負うこととなります。
- 3 特定施設等の種類、形式等が同一の施設を設置する場合は、届出書の該当欄を一欄で記載することができます。その際は、施設数を明記してください。
- 4 特定施設等の種類が複数の場合であっても、1つの届出書で届出を行うことができます。
- 5 届出等は、工場及び事業場を代表するもの（法人にあっては、その代表者（工場及び事業場につき代表権限を有するものを含みます。））の名前で行ってください。
- 6 届出書等の宛先は、茨城県知事宛としてください。  
なお、工場又は事業場の所在地が水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市又は筑西市である場合は、各市長名として下さい（令和6年3月末現在）。
- 7 届出書等の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、原則として、日本産業規格A4として下さい。
- 8 届出書は、届出の様式の右欄に掲げる「記載要領」に基づき、必要事項を記入してください。



9 届出書等を作成するにあたって疑問が生じた場合は、工場又は事業場所在地の市町村を所管する各県民センター環境・保安課、環境政策課県央環境保全室又は当該市の環境担当課にご相談下さい。

## 第2 特定施設等の設置の届出

(水濁法第5条、湖沼法第15条、生活環境条例第37条及び第58条の2、霞条例第12条)

- 1 特定施設等を設置しようとするときは、設置の届出をしてください。
- 2 届出の様式は、次のとおりです。

区 分	届 出 書	様 式 番 号 等	備 考
水 濁 法	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用・変更)届出書	水濁法規則様式第1	
湖 沼 法	指定施設設置届出書	湖沼法規則様式第1	
生活環境条例	排水特定施設(有害物質使用排水特定施設)設置(使用・変更)届出書	生活環境条例規則様式第8	
霞 条 例	霞ヶ浦指定施設設置(使用)届出書	霞条例規則様式第1号の3	

注. 畜舎に係る届出については、「別紙」の様式を定めていますが、本手引き書からは割愛します。

- 3 届出は、設置しようとする日の60日前までに行ってください。

## 第3 特定施設等の使用の届出

(水濁法第6条、湖沼法第16条、生活環境条例第38条及び第58条の3、霞条例第13条)

- 1 ある施設が、法令の改正により、特定施設等に該当することとなったときに、当該施設を設置している場合は、使用の届出をして下さい。
- 2 届出書の様式は、次のとおりです。

区 分	届 出 書	様 式 番 号 等	備 考
水 濁 法	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用・変更)届出書	水濁法規則様式第1	
湖 沼 法	指定施設使用届出書	湖沼法規則様式第2	
生活環境条例	排水特定施設(有害物質使用排水特定施設)設置(使用・変更)届出書	生活環境条例規則様式第8	
霞 条 例	霞ヶ浦指定施設設置(使用)届出書	霞条例規則様式第1号の3	

注 届出書に添付する「別紙」の様式は、設置の届出に添付するものと同一の様式です。

- 3 届出は、特定施設等になった日から30日以内に行ってください。

#### 第4 特定施設等の構造等の変更の届出

(水濁法第7条、湖沼法第17条、生活環境条例第39条及び第58条の4、霞条例第14条)

- 1 設置の届出又は使用の届出に係る事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとする場合は、構造等の変更届出をして下さい。

水濁法	湖沼法	生活環境条例	霞条例
特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造及び設備	指定施設の構造	排水特定施設及び有害物質使用排水特定施設の構造及び設備	霞ヶ浦指定施設の構造
特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	指定施設の使用の方法	排水特定施設及び有害物質使用排水特定施設の使用の方法	霞ヶ浦指定施設の使用の方法
特定施設から排出される汚水等の処理の方法	汚物の運搬及び処理の方法	排水特定施設から排出される汚水等の処理の方法	霞ヶ浦指定施設から排出される汚水の処理の方法
排出水の汚染状態及び量		排出水の汚染状態及び量	排出水に含まれる窒素又はりん等の量及び排出水の量
用水及び排水の系統		用水及び排水の系統	用途別用排水量及び用水及び排水の系統

- 2 届出の様式は、次のとおりです。

区分	届出書	様式番号等	備考
水濁法	特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用・変更)届出書	水濁法規則様式第1	
湖沼法	指定施設変更届出書	湖沼法規則様式第3	
生活環境条例	排水特定施設(有害物質使用排水特定施設)設置(使用・変更)届出書	生活環境条例規則様式第8	
霞条例	霞ヶ浦指定施設構造変更届出書	霞条例規則様式第2号	

3 届出書は、変更に係る事項について記載してください。ただし、必要に応じて、届出書の末尾に「特定施設（指定施設等）」、「特定施設（指定施設等）全配置図」及び「全工程図」を添付してください。

4 届出は、構造等の変更をしようとする60日前までに行ってください。

## 第5 氏名等変更の届出

(水濁法第10条、湖沼法第17条、生活環境条例第49条及び第58条の7、霞条例第17条)

1 設置の届出又は使用の届出に係る事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとする場合は氏名変更等の届出をしてください。

水濁法	湖沼法	生活環境条例	霞条例
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名	同 左	氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
工場又は事業場の名称及び所在地	指定施設の所在地	工場等の名称及び所在地	工場又は事業場の名称及び所在地

2 届出の様式は、次のとおりです。

区分	届出書	様式番号等	備考
水濁法	氏名等変更届出書	水濁法規則様式第5	
湖沼法	氏名等変更届出書	湖沼法規則様式第4	
生活環境条例	氏名変更等届出書	生活環境条例規則様式第2号	
霞条例	氏名変更等届出書	霞条例規則第4号	

3 届出は、氏名変更等があった日から30日以内に行ってください。

## 第6 特定施設等の使用廃止の届出

(水濁法第10条、湖沼法第17条、生活環境条例第49条及び第58条の7、霞条例第17条)

1 設置の届出又は使用の届出に係る特定施設等の使用を廃止したときは、使用廃止届出書を提出して下さい。

2 届出書の様式は、次のとおりです。

区 分	届 出 書	様 式 番 号 等	備 考
水 濁 法	特定施設使用廃止届出書	水濁法規則様式第 6	
湖 沼 法	指定施設使用廃止届出書	湖沼法規則様式第 5	
生活環境条例	特定施設使用廃止届出書	生活環境条例規則様式第 3 号	
霞 条 例	霞ヶ浦指定施設使用廃止届出書	霞条例規則様式第 5 号	

3 届出は、使用の廃止をした日から 30 日以内に行ってください。

## 第 7 地位の承継の届出

(水濁法第 11 条、湖沼法第 18 条、生活環境条例第 49 条及び第 58 条の 7、霞条例第 18 条)

- 1 設置の届出又は使用の届出をした者の地位を承継したとき（特定施設等の譲り受け若しくは借り受け又は相続若しくは合併）は、承継の届出をして下さい。
- 2 届出の様式は、次のとおりです。

区 分	届 出 書	様 式 番 号 等	備 考
水 濁 法	承継届出書	水濁法規則様式第 7	
湖 沼 法	承継届出書	湖沼法規則様式第 6	
生活環境条例	承継届出書	生活環境条例規則様式第 4 号	
霞 条 例	承継届出書	霞条例規則様式第 6 号	

3 届出は、承継があった日から 30 日以内に行ってください。

## 第 8 届出書等の様式及び記載要領

届出書等の様式及び記載要領については、資料を参照して下さい。

なお、水質汚濁防止法等の届出手続きについては、電子データ（フレキシブルディスク）による提出が可能です。

水濁法の特定施設設置届出書

様式第1（第3条関係）（表面）

の様式及び記載例

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日 ①

茨城県知事 殿 ②

茨城県〇〇市〇〇1-2-3

届出者 〇〇〇〇株式会社

③

代表取締役 〇〇 〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称 ④		〇〇〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地 ⑤		〒□□□□-□□□□ △△市△△4-5-6	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類 ⑥	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無 ⑦	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考 ⑧	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類 ⑨		⑩	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	⑪ ⑫	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 記 載 要 領

① 県等に届出を提出する日を記入する。

② 茨城県知事とする。

※ 水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市に特定施設の設置(使用、変更)届出書を提出する場合には、各市長とする

③ 届出者が個人の場合は、届出者の住所及び氏名を記載する。届出者が法人の場合は、本社又は工場若しくは事業場の所在地及びその名称並びに代表者(代表権を有する工場長又は事業場長を含む。)の職名及び氏名を記載する。

なお、届出時に、以下の手段の例により本人確認をする。

- ・ 電子申請・届出システムによる申請によるID/パスワード方式による認証
- ・ 本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真の添付等
- ※ 電子メールでの書類の提出の場合は、本人確認のための書類を併せて提出
- ・ 署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)

④ 個人事業の場合で工場又は事業場の名称がないときは、事業主の氏名を記載し、法人の場合は、工場又は事業場の名称を記載する。

⑤ 市又は郡から書き始め、番地まで記載する。

⑥・⑨ 水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設の番号及び名称を記載する。

⑦ 有害物質使用特定施設の有無に応じて、該当する口に「レ」を入れる。

⑧・⑩・⑫ 別紙1～別紙15に記載し、必要に応じ、図面、表等を使用すること。

⑪ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設のうち、該当する口に「レ」を入れる。

※印は、届出者は記入しない。



## 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号 ①	No101	No207
特定施設号番号及び名称 ②	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型 式 ③	化成被膜施設 ( (株) ○○社製 GDU-Z3)	めっき槽 ( (株) ○○社製 GLP007 )
構 造 ④	ステンレス製、反応槽内はフラン樹脂により被覆 (別添資料1-1 構造図参照)	鉄製、内部は塩化ビニルにより被覆 (別添資料2-1 構造図参照)
主 要 寸 法 ⑤	装置の外形寸法 1.5m×2m×1.5m (別添資料1-1 構造図参照)	1.5m×8m×1.5m (別添資料2-1 構造図参照)
能 力 ⑥	被膜鉄板製造量 1,000個/日	鉄板 2,000個/日
配 置 ⑦	製造棟 1階 (別添資料1-2 配置図参照)	B棟 1階 (別添資料2-2 配置図参照)
設 置 年 月 日 ⑧	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日⑨	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日⑩	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日⑪	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項 ⑫	床面は厚さ30cmのコンクリートで、表面は耐酸性のためフラン樹脂により被膜。 防液堤容量は0.5m <sup>3</sup> (施設で使用する硝酸溶液は0.3m <sup>3</sup> )	床面は厚さ30cmのコンクリートで、表面耐酸性のためフラン樹脂により被膜。 防液堤容量は2.5m <sup>3</sup> (施設で使用する溶液総量は2m <sup>3</sup> )

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。  
床下に目視可能な空間がある場合にはその旨を記載すること。

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

- ① 当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載する。
- ② 水濁法施行令別表第1に掲げる番号(生活環境条例の届出にあつては、生活環境条例施行規則別表第6に掲げる番号、霞条例の届出にあつては霞条例施行規則別表第2に掲げる番号)、名称を記載する。  
みなし指定地域特定施設にあつては、空欄とする。  
(施設名称について)  
同一機種であっても、型式、構造、寸法、能力の異なるものは欄を変えて記載する。  
書ききれない場合はこのページを複写して全て記載する。(この場合、ページの表示は、2-1、2-2等、枝番号を付して区別する。一覧で記載できる場合は、配置図に記入した施設番号(任意)を付記する。)
- ③ 製造メーカーの型式等を記載する。
- ④ 材質等を記載する。必要に応じて、仕様書やカタログ等を添付する。
- ⑤ 縦×横×高さ(深さ)を、メートル単位で表し、小数点以下1桁まで示す。ただし、寸法を記入した概要図等を添付した場合には、別図参照としてもよい。
- ⑥ 製造能力等を日単位又は時間単位で記載する。
- ⑦ 特定施設等の配置を記載する。配置図を添付した場合は、別図参照とする。特定施設等が複数の施設で構成されている場合には、別図を添付する。
- ⑧ 水質汚濁防止法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用届出を行う場合に、当該特定施設の設置年月日を記入する。
- ⑨・⑩・⑪ 今後の予定年月日を記載する。  
工事着工とは、特定施設等に係る基礎工事を含む。工事完成とは、試運転が可能となることをいう。使用開始とは、試運転を含む。特定施設等によって異なる場合には、最初に着工する年月日と最後に使用開始をする年月日を記載する。
- ⑫ これまでの記載内容でわかりにくい事項や補足事項等を記載する。  
なお、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載する

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

## 特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号 ①	No101	No207
特定施設号番号及び名称 ②	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設備 ③	地上配管	排水溝
構造 ④	ステンレス製 (外装は腐食防止のためポリエチレン樹脂で被覆)	コンクリート製 厚さ10cm フラン樹脂により被覆
主要寸法 ⑤	口径50mm×長さ20m	幅20cm×深さ20cm×距離10m
配置 ⑥	製造棟1階 (別添資料1-2 配置図参照)	B棟1階 (別添資料2-2 配置図参照)
設置年月日 ⑦	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日⑧	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日⑨	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日⑩	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考となるべき事項 ⑪		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。  
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること  
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。

「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること  
「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。

有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

## 記 載 要 領

(※「別紙1の2」は、有害物質使用特定施設に該当する場合に提出する。)

- ① 当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載する。
- ② 水濁法施行令別表第1に掲げる番号、名称を記載する。
- ③ 施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載する。
- ④ 材質等を記載する。必要に応じて、仕様書やカタログ等を添付する。
- ⑤ 配管又は排水溝等の形状に応じて、「口径」、「幅×高さ」、「長さ」又は「距離」等を、記載する。ただし、寸法を記入した概要図等を添付した場合には、別図参照としてもよい。
- ⑥ 有害物質使用特定施設に対する設備の配置状況等を記載する。配置図を添付した場合は、別図参照とする。なお、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
- ⑦ 水質汚濁防止法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用届出を行う場合に、当該特定施設の設置年月日を記入する。
- ⑧・⑨・⑩ 今後の予定年月日を記載する。  
工事着工とは、特定施設等に係る基礎工事を含む。工事完成とは、試運転が可能となることをいう。使用開始とは、試運転を含む。特定施設等によって異なる場合には、最初に着工する年月日と最後に使用開始をする年月日を記載する。
- ⑪ これまでの記載内容でわかりにくい事項や補足事項等を記載する。  
なお、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨記載すること。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

## 特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号 ①	No101		No207		
特定施設号番号及び名称 ②	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		66 電気めっき施設		
設置場所 ③	製造棟1階 (別添資料1-2 配置図参照)		B棟1階 (別添資料2-2 配置図参照)		
操業の系統 ④	鉄板に化成被膜処理を行う (別添資料1-3 工程図参照)		鉄板にクロムめっきを行う (別添資料2-3 工程図参照)		
使用時間間隔 ⑤	10時～12時、13時～16時		14時～16時		
1日当たりの使用時間 ⑥	5時間		2時間		
使用の季節的変動 ⑦	夏季の7～8月に繁忙期のため使用時間が1割程度多くなる		夏季の7～8月に繁忙期のため使用時間が1割程度多くなる		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 ⑧	①98%濃硫酸 0.5L/日 *純水で10倍希釈して使用 ②無水クロム酸 1.5kg/日 (六価クロム)		①98%濃硫酸 0.5L/日 *純水で10倍希釈して使用 ②無水クロム酸 2.5kg/日 (六価クロム) ③シアン化カリウム 1.5kg/日 (シアン化合物)		
⑨ 汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	3.0～3.5	2.5～3.0	3.0～3.5	2.5～3.0
	シアン化合物 (mg/L)	—	—	2	5
	六価クロム (mg/L)	5	10	7	15
	クロム (mg/L)	5	10	7	15
⑩ 汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	5	10	3	5	
⑪ その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

- ① 別紙1の①に準ずるものとする。
- ② 別紙1の②に準ずるものとする。
- ③ 工場等の敷地内の建物配置図の中に設置場所を明示する。
- ④ 特定施設を含む操業の系統について記載する。工程図等を添付し、用・排水を色分けする。
- ⑤ 「連続」、「2時間間隔」等、又は実際の使用時間帯等を記載する。
- ⑥ 1日当たり何時間使用するかを記載する。
- ⑦ 時期や季節等により特定施設の使用に変動がある場合に、その概要を記載し、変動がないものは「なし」と記載する。
- ⑧ 特定施設を含む作業工程において汚水に影響を与える原材料、薬品名を記載する。有害物質を含むものは、有害物質名を明記すること。  
※ 有害物質とは、水濁法施行令第2条に定めるカドミウム、シアン等28物質をいう。  
使用方法を原材料の種類ごとに記載する。  
1日当たりの使用量を原材料の種類ごとに記載する。
- ⑨ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項に限る。）の通常値及び最大値を項目及び物質（業種、使用原材料等からみて、排出されることが考えられるもの）ごとに記載する。
- ⑩ 通常排水量は、通常の操業状態における特定施設等からの排水量を記載し、最大排出量は、最大限に操業した場合の特定施設等からの排水量を記載する。
- ⑪ これまでの記録内容でわかりにくい事項や補足事項等を記載する。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

有害物質使用特定施設の場合、別紙2（使用の方法）については、以下の点に留意すること。

届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて添付することが望ましい。

その他参考となるべき事項の欄には、有害物質使用特定施設の場合において、有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載することが望ましい（届出がなされた特定施設のうち、どの施設が有害物質使用特定施設になるかを把握するため）。なお、有害物質を使用している場合、原材料の欄に記載される場合には、改めて記載する必要はないが、記載されていない場合にはその他参考となるべき事項の欄に記載する。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における 施設番号 ①		排水処理施設							
処理施設の設置場所②		別添資料3 敷地内図参照							
設置年月日 ③		〇〇年〇〇月〇〇日							
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		④ 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式 ⑤		(株)〇〇社製							
構造 ⑥		鉄筋コンクリート(別添資料4 排水処理施設構造図参照)							
主要寸法 ⑦		全体10m×10m×3m(別添資料4参照)							
能力 ⑧		100m <sup>3</sup> /日							
処理の方式 ⑨		六価クロム(還元→凝集沈殿) シアン(アルカリ塩素法)							
処理の系統 ⑩		別添資料5 処理フロー図参照							
集水及び導水の方法 ⑪		工程排水を排水管及び排水溝により 集水し、処理施設まで導水する。 (別添資料3参照)							
使用時間間隔 ⑫		10時～18時							
1日当たりの使用時間⑬		8時間							
使用の季節変動 ⑭		夏季に稼働時間が多くなる							
消耗資材の1日当たりの 用途別使用量 ⑮		亜硫酸水素ナトリウム 2kg/日(ｸﾛﾑ還元) 水酸化ナトリウム 5kg/日(凝集沈殿) PAC 20kg/日(凝集沈殿) 次亜塩素酸ナトリウム 5kg/日(シアン分解)							
汚水等の 汚染状態及び 量 ⑯	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理	処理後	処理前	処理後
	pH	3.0~3.5	6.8~7.2	2.5~3.0	6.5~7.5				
	BOD (mg/L)	18	3	25	5				
	SS (mg/L)	25	5	35	8				
	窒素含有量 (mg/L)	5	2	10	3				
	りん含有量 (mg/L)	1	0.1	2	0.2				
	六価クロム (mg/L)	5	<0.005	10	<0.005				
	クロム (mg/L)	5	<0.005	10	<0.005				
	シアン化合物 (mg/L)	2	<0.1	5	<0.1				
量(m <sup>3</sup> /日)	20	20	25	25					
残さの種類、1月間の種類 別生成量及び処理方法⑰		スラッジ(300kg/月) 産業廃棄物処理業者に処理を委託							
排出水の排出方法 ⑱		排水処理施設→排水管→排水口(別 添資料3参照)→水路→園部川							
その他参考となるべき事項		⑲							

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排水の排水方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排水先を含め記載すること。

## 記 載 要 領

汚水処理施設がない特定事業場は、記載不要である。

(設置の届出及び使用の届出の場合)

- ① 別紙1の①に準ずるものとする。
- ② 別紙2の③に準ずるものとする。
- ③ 既設の汚水処理施設の場合に、最後の設置又は変更工事の年月日を記載する。
- ④ 別紙1の⑨～⑪に準ずるものとする。  
増築、改修等を行う場合には、その年月日を記入する。
- ⑤ メーカーの名称、型番などを記載する。
- ⑥ 主な材質等を記載する。
- ⑦ 主要寸法を記載し、別に構造図等を添付する。
- ⑧ 処理施設の最大能力 (m<sup>3</sup>/日) を記入する。処理施設の設置の場合は、計算書を添付する。
- ⑨ 種類及び処理の方式は下表参照のこと。

種 類	処理の方式
固液分離	沈殿分離、凝集沈殿、加圧浮上、ろ過分離、遠心分離等
物理化学的処理	中和、pH調整、酸化、還元、抽出、吸着、イオン交換、電気透析等
生物化学的処理	活性汚泥法、散水ろ床法、嫌気性消化、ラグーン、生物膜等
熱処理	乾燥蒸発、凍結、加熱、焼却等

- ⑩ 処理のフローを別図で示す。
- ⑪ 汚水等の集水及び処理施設までの導く方法について②で使用した工場等の敷地の建物配置図の中に、汚水の集水を赤色で記入する。また、用水については青色で記入する。



⑫ 別紙2の⑤に準ずるものとする。

⑬ 別紙2の⑥に準ずるものとする。

⑭ 別紙2の⑦に準ずるものとする。

⑮ 汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量について記載する。

記載例は次のとおり

名称	メ ッ キ 排 水 処 理 施 設				
消耗資材名	硫 酸	苛性ソーダ	消石灰	凝集剤	重亜硫酸ソーダ
用途名	還元 pH調整	pH調整	pH調整	凝集分離	クロム還元
使用量	100kg/日	100kg/日	100kg/日	35kg/日	150kg/日
備考					

⑯ 別紙2の⑨、⑩に準ずるものとする。

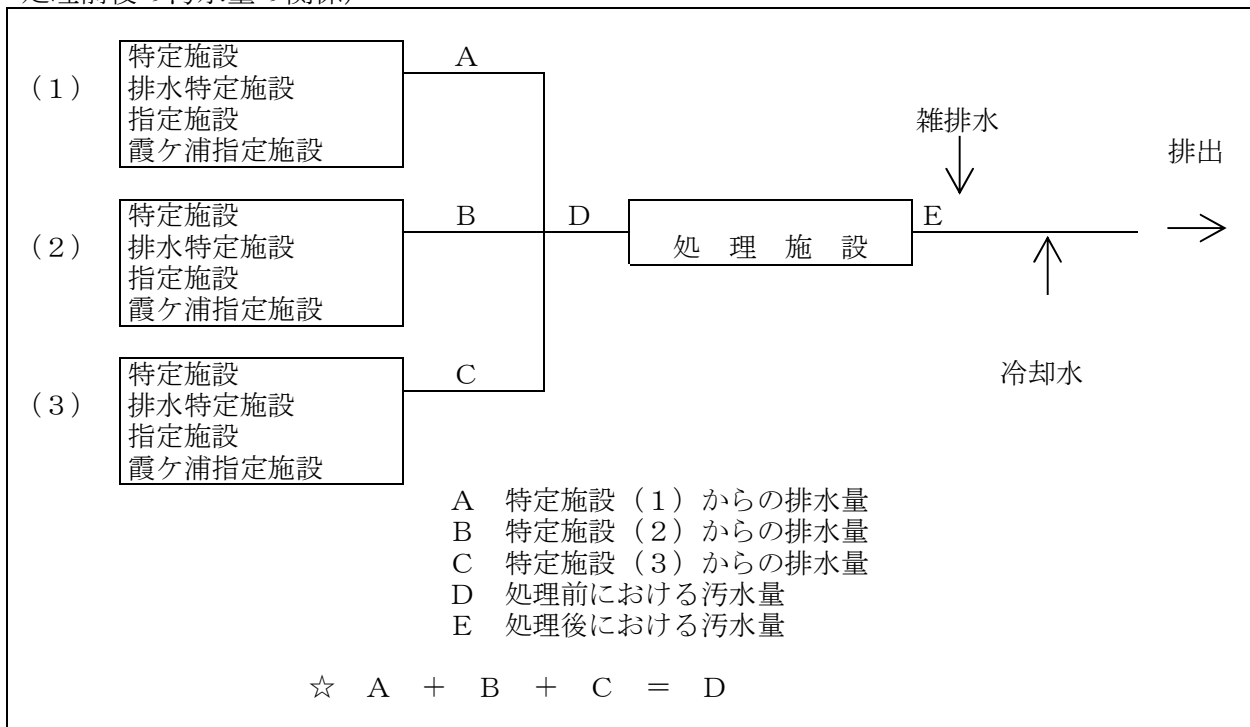
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値、当該汚水等の通常量及び最大量について記入する。

種類・項目の欄には当該事業場に関する排水の汚染状態種類・項目について記載し、それぞれの項目について、その汚染状態の値を記載する。

処理前の汚水量は、汚水処理施設へ入る汚水の量を記載する。

処理後の汚水量は、汚水処理施設から出る汚水の量を記載する。

(特定施設(排水特定施設、指定施設、霞ヶ浦指定施設)からの汚水量及び水処理施設における処理前後の汚水量の関係)



- ⑰ 汚水等の処理によって生ずる残渣の種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要について記載する。  
残渣の種類については活性汚泥処理の場合は、「余剰汚泥」、凝集沈殿処理の場合は、「凝集スラッジ」等と記載する。  
1月間の種類別生成量については、重量又は容量単位で記載する。  
残渣の処理の方法については、脱水後産業廃棄物処理業者に委託等と記載する。
- ⑱ 汚水処理施設からの排出経路を、②で使用した工場等の敷地内の建物配置図の中に記載する。  
(汚水処理施設への流入経路についても併せて記載する)  
排出口の位置及び数並びに排出先を含めて記載する。
- ⑲ その他汚水の処理の方法について参考となる事項を記載する。  
汚水をバッチ処理で放流する場合の放流時間帯。  
残渣を処理したものの処分先(〇〇産業に委託など。)など。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

## 排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号 ①		排水口			
排水水の汚染状態 ②	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.8~7.2	6.5~7.5		
	BOD (mg/L)	3	6		
	COD (mg/L)	4	8		
	SS (mg/L)	5	10		
	窒素含有量 (mg/L)	2	3		
	りん含有量 (mg/L)	0.1	0.2		
	六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005		
	クロム (mg/L)	<0.005	<0.005		
	シアン化合物 (mg/L)	<0.1	<0.1		
	ノルマルヘキサン抽出物質物質含有量 (鉱油類) (mg/L)	0.7	1.5		
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	不検出	500		
	排水の量 (m <sup>3</sup> /日) ③	通常	最大	通常	最大
	25	30			
その他参考となるべき事項 ④					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(参考)

別紙4「排水水の汚染状態」に記載した項目については、汚染状態（水質）を測定、記録、保存する義務がある。

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

複数の排水口がある場合には、排水口ごとに全て記載する。

- ① 別紙1の①に準ずるものとする。
- ② 排出水の汚染状態の通常値及び最大値を項目・物質ごとに記載する。
- ③ 通常の操業状態において生ずる排出水量を記載する。雨水のみの場合には、「雨水のみ」と記載する。  
また、日当たり最大に排出される排出水量を記載する。
- ④ その他参考となる事項について記載する。  
通常の操業状態における事業場全体からの総排水量（排水口が複数ある場合には、それらの合計の排水量を記載する。）などを記載する。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

										指定項目の別				
特定排水水	業 の 区 種 他 分	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※			
		通常	最大	通常	最大	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	通常	最大				
	合計													
特定排水水以外の排水水	種 類 及 途 び 用	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)								
		通常	最大	通常	最大	通常	最大							
	合計													
その他の参考事項														

①

②

備考

- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
- 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
- 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>no</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>ni</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- 4 りん含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>po</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>pi</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、排水水を東京湾（東京湾に流入する河川を含む）に排出する特定事業場であって、かつ排水水量が 5 0 m<sup>3</sup>/日以上である場合のみ添付する。

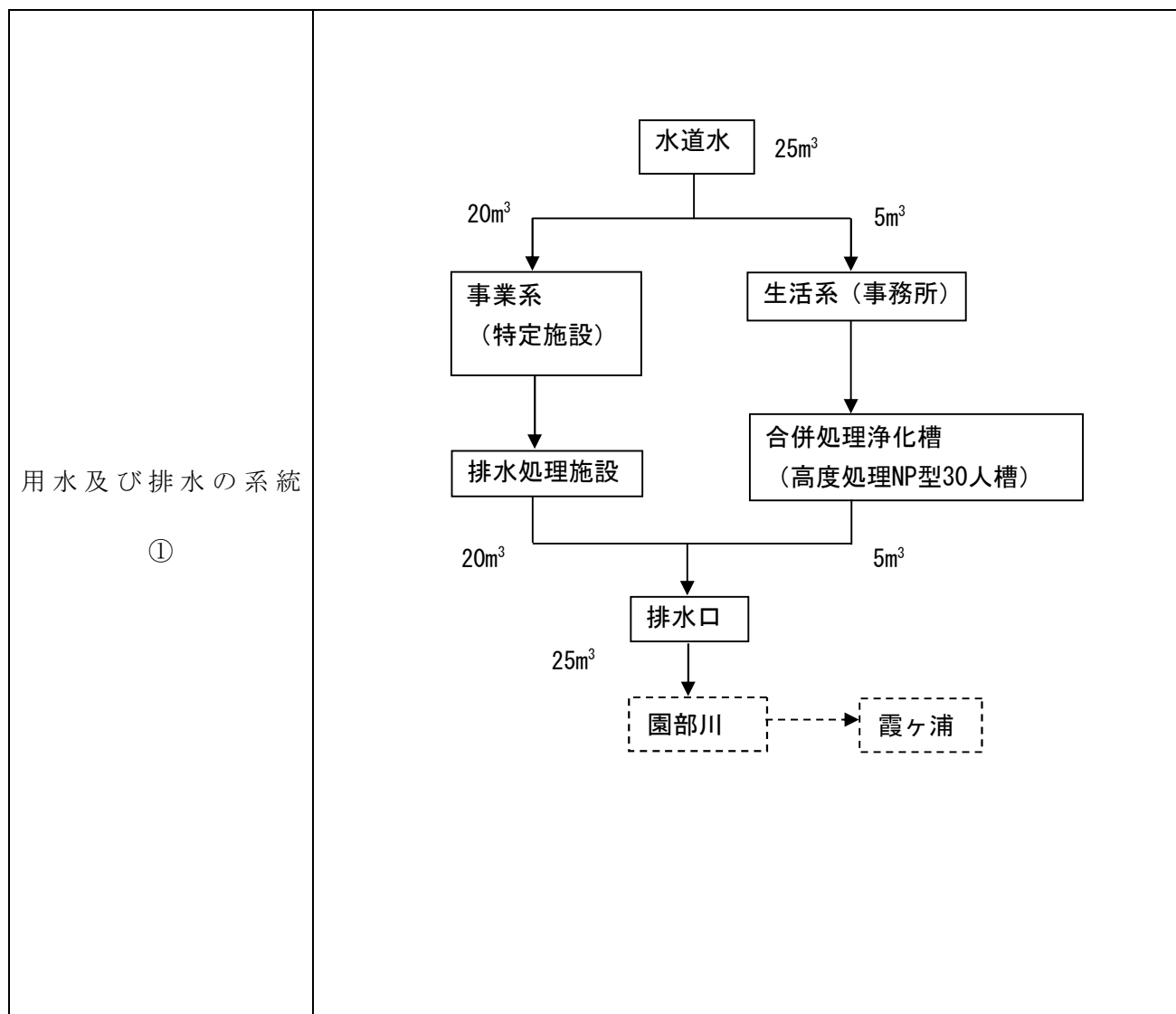
## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

別紙5は、水濁法第4条の2において定められる指定地域内の工場又は事業場に係る届出に限って提出してください。

- ① 「特定排水」の欄には、「特定排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大の値並びに特定排水の排水の通常量及び最大の量」について記載してください。
- ② 「特定排水以外の排水」の欄には、「特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大の値並びに特定排水以外の排水の通常量及び最大の量」について記載してください。

用水及び排水の系統



用途別用水使用量  
②

用 途	使 用 水	用水使用量(m³/日)
事業系 (生産工程)	上水道	20
生活系 (飲用等) (事務所、食堂等)	上水道	5
計		25

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

- ① 当該特定事業場における用水及び排水の系統について記載する。  
水の収支バランス表を添付する。

※ 収支バランス表には次のような内容を記載する。

- ・水濁法令別表第1に掲げる特定施設からの排水量
- ・生活環境条例規則別表第6に掲げる排水特定施設又は霞条例施行規則別表別表第2に掲げる霞ヶ浦指定施設からの通常の排水量
- ・上記以外の工程系排水の量
- ・雑排水の量
- ・間接冷却水等の通常の排水量

- ② 用途の欄については、用水の使用用途を記載する。

例

・ボイラー用	・原料用
・製品処理用又は洗浄用	・空調用
・冷却用	
・飲用	
・その他	

使用水の欄には、用水の種類（上水道、工業用水、地下水、河川水、海水等）を記載する。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。



※ 別紙12～15は水濁法第5条第3項関係に係る届出について記載を要する

別紙12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号 ①	B-103	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 ②	有害物質貯蔵指定施設	
型 式 ③	貯留タンク (〇〇社製 UZ-303)	
構 造 ④	ステンレス製 (別添資料1 構造図参照)	
主 要 寸 法 ⑤	直径1.2m×高さ2.7m	
能 力 ⑥	貯蔵容量 2.5m <sup>3</sup>	
配 置 ⑦	工場A棟内に設置 (別添資料2 配置図参照)	
床 面 及 び 周 囲 ⑧	床面は厚さ30cmのコンクリートを敷設し、腐食防止のために表面をフラン樹脂によりコーティング 周囲には防液堤（容量：3.0m <sup>3</sup> ）を設置 (別添資料2 配置図参照)	
設 置 年 月 日	年 月 日	} ⑨
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項 ⑩		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

- ① 当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載する。
- ② 「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」の別について記載する。なお、これ以降の別紙に記載する「有害物質使用特定施設」は、水濁法第5条第3項に基づくものであることに注意する。
- ③ 製造メーカーの型式等を記載する。
- ④ 材質等を記載する。必要に応じて、仕様書やカタログ等の図面を添付する。
- ⑤ 「縦×横×高さ(深さ)」又は「直径×高さ(深さ)」等を、メートル単位で表し、小数点以下1桁まで示す。ただし、寸法を記入した概要図等を添付した場合には、別図参照としてもよい。
- ⑥ 製造能力(日単位又は時間単位)、又は貯蔵容量等を記載する。
- ⑦ 事業場敷地内における施設が設置される建物配置図、当該建物内で施設が設置される部屋及び部屋内における位置の分かる図面、また施設に接続する配管や排水溝の位置が明記された図面等を添付する。  
また、施設が地下に設置される場合はその旨記載し、地下の深さや位置の分かる断面図等も添付する。
- ⑧ 施設が設置される「床面及び周囲」について、有害物質の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる構造であることが分かるように記載する。  
(記載事項)
  - ・ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料であること。
  - ・ 有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
  - ・ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置が設置されていること。
- ⑨ 別紙1の⑧～⑩に準ずるものとする。
- ⑩ これまでの記載内容でわかりにくい事項や補足事項等を記載する。  
なお、貯蔵施設本体が「地下貯蔵施設」である場合は、液面計や漏洩検知装置の有無について記載する。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号 ①	B-103	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 ②	有害物質貯蔵指定施設	
設 備 ③	地下配管 (バルブ、ポンプ設備あり)	
構 造 ④	ステンレス製 (内部はトリクロロエチレンによる腐食防止のためフラン樹脂でコーティング、外面は酸化腐食防止剤によりコーティング) (別添資料3 設備構造図参照)	
主 要 寸 法 ⑤	地上配管 口径60mm×17m(全長) バルブ 2箇所 ポンプ 1台 (別添資料3 設備構造図参照)	
配 置 ⑥	施設B-103から製造施設原液受槽まで (別添資料4 設備配置図参照)	
設 置 年 月 日	年 月 日	} ⑦
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
その他参考となるべき事項 ⑧	※ バルブ及びポンプの構造及び配置については別添資料3及び4に記載。	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

- ① 当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載する。
- ② 「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」の別について記載する。
- ③ 施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載する。
- ④ 設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載する。また、寸法やコーティング仕様を明記した配管や排水溝の構造図を添付する。また、バルブやポンプの仕様も明記する。
- ⑤ 設備のうち、主なものについて寸法を記載する。配管又は排水溝等の形状に応じて、「口径」、「幅×高さ」、「長さ」又は「距離」等を記載する。ただし、寸法を記入した概要図等を添付した場合には、別図参照としてもよい。
- ⑥ 建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記する。また、施設に対する設備の配置状況（施設から製造施設までの配管、排水溝の位置、経路途中のバルブやポンプの位置）等を明記した配置図を添付する。
- ⑦ 別紙1の⑧～⑩に準ずるものとする。
- ⑧ これまでの記載内容でわかりにくい事項や補足事項等を記載する。  
なお、有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨記載すること。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号 ①	B-103	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別 ②	有害物質貯蔵指定施設	
設置場所 ③	工場A棟内に設置 (別添資料2 配置図参照)	
操業の系統 ④	製造施設原液受槽へトリクロロエチレンを供給 (別添資料5 工程図のとおり)	
使用時間間隔 ⑤	1日に1回 30分間	
1日当たりの使用時間 ⑥	30分	
使用の季節的変動 ⑦	なし	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。) ⑧	—	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。) ⑨	トリクロロエチレン	
その他参考となるべき事項 ⑩		

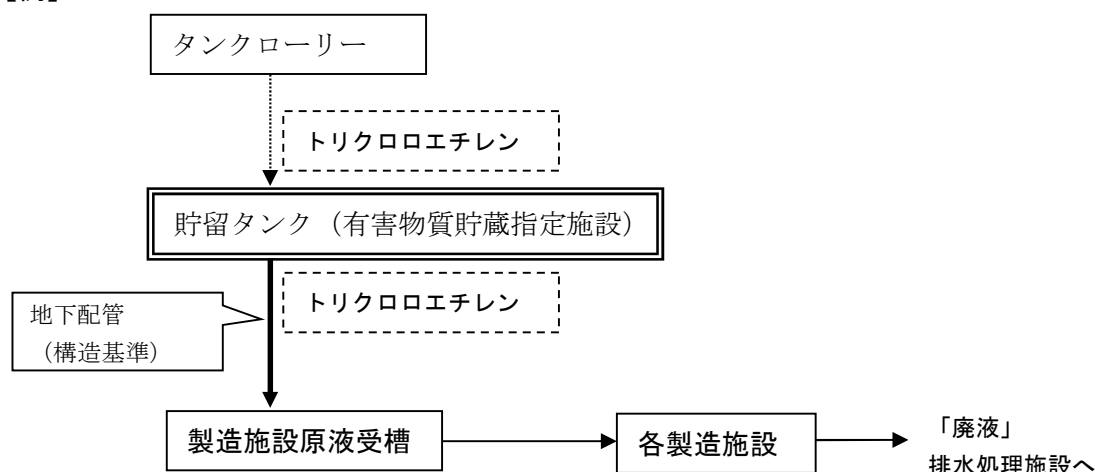
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

- ① 当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載する。
- ② 「有害物質使用特定施設」又は「有害物質貯蔵指定施設」の別について記載する。
- ③ 工場等の敷地内の建物配置図の中に設置場所を明示する。
- ④ 施設を含む操業の系統について記載する。

### 【例】



- ⑤・⑥ 当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載する。
- ⑦ 時期や季節等により施設の使用に変動がある場合に、その概要を記載し、変動がないものは「なし」と記載する。
- ⑧ 「有害物質使用特定施設」の場合には、特定施設を含む作業工程において汚水に影響を与える原材料、薬品名を記載する。1日当たりの使用量を原材料の種類ごとに記載する。有害物質を含むものは、有害物質名を明記すること。
- ⑨ 「有害物質貯蔵指定施設」の場合には、貯蔵する有害物質の種類を記載する。
- ⑩ これまでの記録内容でわかりにくい事項や補足事項等を記載する。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p> <p style="text-align: center;">①</p>	<p><b>有害物質貯蔵指定施設 B-103</b>  <b>搬入：タンクローリーから供給</b>                  （頻度）1週間に1回、水曜日に搬入                  （施設への供給時間）1時間程度  <b>搬出：地下配管及びポンプにより製造施設原液受槽へ供給。</b>                  （供給量）1日500L</p>					
<p>用途別用水使用量</p> <p style="text-align: center;">②</p>	用	途	使	用	水	用水使用量(m <sup>3</sup> /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

## 記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

### 【1 有害物質使用特定施設の場合】

- ① 当該特定事業場における用水及び排水の系統について記載する。  
水の収支バランス表を添付する。

※ 収支バランス表には次のような内容を記載する。

- ・水濁法令別表第1に掲げる特定施設からの排水量
- ・生活環境条例規則別表第6に掲げる排水特定施設又は霞条例施行規則別表別表第2に掲げる指定施設からの通常の排水量
- ・上記以外の工程系排水の量
- ・雑排水の量
- ・間接冷却水等の通常の排水量

- ② 用途の欄については、用水の使用用途を記載する。

- 例
- |             |      |
|-------------|------|
| ・ボイラー用      | ・原料用 |
| ・製品処理用又は洗浄用 | ・空調用 |
| ・冷却用        |      |
| ・飲用         |      |
| ・その他        |      |

使用水の欄には、用水の種類（上水道、工業用水、地下水、河川水、海水等）を記載する。

### 【2 有害物質貯蔵指定施設の場合】

- ① 貯蔵される有害物質を搬入及び搬出する方法、頻度、施設への供給時間、供給量等について記載する。
- ② 記載不要。

(構造等の変更の届出の場合)

左欄に「変更前」、右欄に「変更後」と記載し、変更前後を対照して記載する。



## 特定施設の構造等変更の趣旨

### 1 変更の理由

特定施設の構造等の変更が必要となった理由を具体的に記載する。

### 2 変更部分の概要(箇条書きで記入すること。)

変更部分を具体的に記載する。

- 例 (1) 汚水量の増加 ( $\times\times\text{m}^3/\text{日}\rightarrow\bigcirc\bigcirc\text{m}^3/\text{日}$ )  
(2) 汚水の処理施設の増強 (能力 $\bigcirc\bigcirc\text{m}^3/\text{日}\rightarrow\triangle\triangle\text{m}^3/\text{日}$ )
- |   |                      |                                       |
|---|----------------------|---------------------------------------|
| ア | $\times\times$ 槽     | $\bigcirc$ 基 $\rightarrow\triangle$ 基 |
| イ | $\bigcirc\bigcirc$ 槽 | $\times$ 基 $\rightarrow\triangle$ 基   |

## 記入上の留意点

### 1 水質汚濁防止法第7条の規定に基づく特定施設の構造等の変更届出書を提出するのは、次の事項を変更する場合である。

- (1) 特定施設の構造
- (2) 特定施設の使用の方法
- (3) 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- (4) 排出水の汚染状態及び量その他総理府令で定める事項  
(昭和46年6月19日 総理府通商産業省令第2号第5条)

例 特定施設、汚水処理施設の構造を変更する場合、新たに汚水処理施設を設置する場合、汚水等の処理系統に変更がある場合

### 2 変更部分については、変更前後を対照した平面図と構造図(概要図)を添付し、変更部分が明確にわかるように色別に記入すること。

様式第1(第5条関係)

指 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日 ①

茨城県知事 殿

②

氏名又は名称及び住所並びに法  
届出者

③

人にあつてはその代表者の氏名

湖沼水質保全特別措置法第15条第1項の規定により、指定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

指定施設の所在地	④	※整 理 番 号	
指定施設の種類	⑤	※受 理 年 月 日	年 月 日
△指定施設の構造	別紙のとおり。	※施 設 番 号	
△指定施設の使用の方法	別紙のとおり。	⑥ ※備 考	
△汚物の運搬及び処理の方法	別紙のとおり。		

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 記 載 要 領

- ① 県等に届出を提出する日を記入する。
- ② 茨城県知事とする。
  - ※ 笠間市、つくば市、筑西市に指定施設設置(使用、変更)届出書を提出する場合には、各市長とする
- ③ 届出者が個人の場合は、届出者の住所及び氏名を記載する。届出者が法人の場合は、本社又は工場若しくは事業場の所在地及びその名称並びに代表者(代表権を有する工場長又は事業場長を含む。)の職名及び氏名を記載する。
  - なお、届出時に、以下の手段の例により本人確認をする。
    - ・電子申請・届出システムによる申請によるID/パスワード方式による認証
    - ・本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真の添付等
    - ※電子メールでの書類の提出の場合は、本人確認のための書類を併せて提出
    - ・署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)
- ④ 市又は郡から書き始め、番地まで記載する。
- ⑤ 湖沼法令第5条に定める指定施設の番号及び名称を記載する。
- ⑥ 別紙に記載し、必要に応じ、図面、表等を使用すること。
  - ※ 施設の構造及び使用方法については、特定施設設置届出書の別紙1及び別紙2を参考に記載してください。
  - ※ 指定施設の構造等の変更届出等については省略します。

様式第 8 号（第18条，第27条の 2 関係）

排水特定施設（有害物質使用排水特定施設）設置（使用，変更）届出書 ①

年 月 日 ②

茨城県知事 殿 ③

届出者 氏 名

住 所 ④

茨城県生活環境の保全等に関する条例第37条第 1 項（第38条第 1 項，第39条第 1 項），第58条の 2 第 1 項（第58条の 3 第 1 項，第58条の 4 第 1 項） ⑤ の規定により，排水特定施設（有害物質使用排水特定施設）について，次のとおり届け出ます。

工 場 等 の 名 称		⑥	※ 整 理 番 号	
工 場 等 の 所 在 地		⑦	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
第 37 条 第 1 項 関 係	排 水 特 定 施 設 の 種 類	⑧	※ 施 設 番 号	
	△ 排 水 特 定 施 設 の 構 造	別紙 1 のとおり。	⑨ ※ 備 考	
	△ 排 水 特 定 施 設 の 使 用 の 方 法	別紙 2 のとおり。		
	△ 汚 水 等 の 処 理 の 方 法	別紙 3 のとおり。		
	△ 排 出 水 の 汚 染 状 態 及 び 量	別紙 4 のとおり。		
	△ 排 出 水 に 係 る 用 水 及 び 排 水 の 系 統	別紙 5 のとおり。		
	△ 特 定 地 下 浸 透 水 の 浸 透 の 方 法	別紙 6 のとおり。		
	△ 特 定 地 下 浸 透 水 に 係 る 用 水 及 び 排 水 の 系 統	別紙 7 のとおり。		

(裏)

第58条の2第1項関係	△有害物質使用排水特定施設の構造	別紙8のとおり。	⑩ ※備考	
	△有害物質使用排水特定施設の設備	別紙9のとおり。		
	△有害物質使用排水特定施設の使用の方法	別紙10のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

備考

- 1 排水特定施設の種類の欄には、茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については、別紙1から別紙11までによることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 この届出書には、茨城県生活環境の保全等に関する条例第37条第2項、第58条の2第2項に規定する書類を添付すること。
- 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

## 記 載 要 領

①・⑤ 不要な文字を抹消すること。

② 県等に届出を提出する日を記入する。

③ 茨城県知事とする。

※ 水戸市、古河市、つくば市、笠間市、ひたちなか市、筑西市に排水特定施設（有害物質使用排水特定施設）設置(使用、変更)届出書を提出する場合には、各市長とする

④ 届出者が個人の場合は、届出者の住所及び氏名を記載する。届出者が法人の場合は、本社又は工場若しくは事業場の所在地及びその名称並びに代表者(代表権を有する工場長又は事業場長を含む。)の職名及び氏名を記載する。

なお、届出時に、以下の手段の例により本人確認をする。

- ・電子申請・届出システムによる申請によるID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の添付等

※電子メールでの書類の提出の場合は、本人確認のための書類を併せて提出

- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）

⑥ 個人事業の場合で工場又は事業場の名称がないときは、事業主の氏名を記載し、法人の場合は、工場又は事業場の名称を記載する。

⑦ 市又は郡から書き始め、番地まで記載する。

⑧ 生活環境条例規則別表第6に掲げる特定施設の番号及び名称を記載する。

⑨・⑩ 別紙については、水濁法の規定に基づく特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書に準じて記載し、必要に応じ、図面、表等を使用すること。

霞ヶ浦指定施設設置(使用)届出書 ①

年 月 日 ②

殿 ③

届出者 氏名 ④  
住 所

⑤ ⑤

茨城県霞ヶ浦水質保全条例第12条(第13条)の規定により、霞ヶ浦指定施設の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑥	業 種	⑩
工場又は事業所の所在地	⑦	※整理番号	
霞ヶ浦指定施設の種類	⑧	※受理年月日	年 月 日
△霞ヶ浦指定施設の構造	別紙のとおり	※施設番号	
△霞ヶ浦指定施設の使用の方法	別紙のとおり	※審査結果	
△汚水等の処理の方法	別紙のとおり	⑨ ※備考 ・排水量 m <sup>3</sup> /日 ・排水基準 窒素 mg/L りん mg/L	
△排出水の汚染状態及び量	別紙のとおり		
△用途別排水量	別紙のとおり		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 霞ヶ浦指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

## 記 載 要 領

①・⑤ 不要な文字を抹消すること。

② 県等に届出を提出する日を記入する。

③ 茨城県知事とする。

※ 笠間市、つくば市、筑西市に霞ヶ浦指定施設の設置(使用)届出書を提出する場合には、各市長とする

④ 届出者が個人の場合は、届出者の住所及び氏名を記載する。届出者が法人の場合は、本社又は工場若しくは事業場の所在地及びその名称並びに代表者(代表権を有する工場長又は事業場長を含む。)の職名及び氏名を記載する。

なお、届出時に、以下の手段の例により本人確認をする。

- ・電子申請・届出システムによる申請によるID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真の添付等
- ※電子メールでの書類の提出の場合は、本人確認のための書類を併せて提出
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)

⑥ 個人事業の場合で工場又は事業場の名称がないときは、事業主の氏名を記載し、法人の場合は、工場又は事業場の名称を記載する。

⑦ 市又は郡から書き始め、番地まで記載する。

⑧ 霞条例施行規則別表第2に掲げる霞ヶ浦指定施設の番号及び名称を記載する。

⑨ 別紙については、水濁法第5条の規定に基づく特定施設設置届出書に添付するものと同一の様式(別紙1、2、3、4、6)とし、必要に応じ、図面、表等を使用すること。

⑩ 霞条例施行規則別表第3に掲げる業種を記入する。ただし、業種が2以上にまたがる場合には全て記載する。

⑪ 届出者は記入しない。



霞ヶ浦指定施設の構造等の変更届出書

年 月 日 ①

殿 ②

氏 名  
届出者 ③  
住 所

茨城県霞ヶ浦水質保全条例第14条の規定により、霞ヶ浦指定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④	業 種	⑧
工場又は事業場の所在地	⑤	※整理番号	
霞ヶ浦指定施設の種類	⑥	※受理年月日	年 月 日
△霞ヶ浦指定施設の構造	別紙のとおり	※施設番号	
△霞ヶ浦指定施設の使用の方法	別紙のとおり	※審査結果	
△汚水等の処理の方法	別紙のとおり	⑦	
△排出水の汚染状態及び量	別紙のとおり	※備考 ・排水量	m <sup>3</sup> /日
△用途別排水量	別紙のとおり	・排水基準 窒素	mg/L
△用水及び排水の系統	別紙のとおり	りん	mg/L

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には記載しないこと。

3 霞ヶ浦指定施設の種類の欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

## 記 載 要 領

- ① 県等に届出を提出する日を記入する。
- ② 茨城県知事とする。
  - ※ 笠間市、つくば市、筑西市に霞ヶ浦指定施設の変更届出書を提出する場合には、各市長とする
- ③ 届出者が個人の場合は、届出者の住所及び氏名を記載する。届出者が法人の場合は、本社又は工場若しくは事業場の所在地及びその名称並びに代表者(代表権を有する工場長又は事業場長を含む。)の職名及び氏名を記載する。

なお、届出時に、以下の手段の例により本人確認をする。

  - ・電子申請・届出システムによる申請によるID/パスワード方式による認証
  - ・本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真の添付等
  - ※電子メールでの書類の提出の場合は、本人確認のための書類を併せて提出
  - ・署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)
- ④ 個人事業の場合で工場又は事業場の名称がないときは、事業主の氏名を記載し、法人の場合は、工場又は事業場の名称を記載する。
- ⑤ 市又は郡から書き始め、番地まで記載する。
- ⑥ 霞条例施行規則別表第2に掲げる霞ヶ浦指定施設の番号及び名称を記載する。
- ⑦ 別紙については、変更に係る事項のみとし、必要に応じ、図面、表等を使用すること。
- ⑧ 霞条例施行規則別表第3に掲げる業種を記入する。ただし、業種が2以上にまたがる場合には全て記載する。
- ⑨ 届出者は記入しない。

別添 1

# 湖沼特定事業場のCODに係る 汚濁負荷量の規制基準計算書

(1) 1号式

$$\boxed{\quad} \underset{(L)}{\text{kg/日}} = 10.8 \times \boxed{\quad} \overset{0.98}{\underset{(Q)}{\text{m}^3/\text{日}}} \times 10^{-3}$$

(2) 2号式

$$\boxed{\quad} \underset{(L)}{\text{kg/日}} = \{ 10.8 \times \boxed{\quad} \overset{0.98-1}{\underset{(Q)}{\text{m}^3/\text{日}}} \times ( \boxed{\quad} \underset{(Q)}{\text{m}^3/\text{日}} - \boxed{\quad} \underset{(Q_0)}{\text{m}^3/\text{日}} ) \\ + \boxed{\quad} \underset{(C)}{\text{mg/L}} \times \boxed{\quad} \underset{(Q_0)}{\text{m}^3/\text{日}} \} \times 10^{-3}$$

※  $\boxed{\quad}$   $\underset{(Q_0)}{\quad}$  …… 施行日直前の届出の最大排出量、将来の変更時にも使用する基本数字です。

$$\text{規制基準 (L)} = \boxed{\quad} \text{kg/日}$$

注

1 1号式か2号式の確認をし、該当する式の番号を○で囲んでください。  
(規制基準の適用日；昭和62年9月1日)

2 式の  $\boxed{\quad}$  に該当する数字を記入して計算してください。

3 本用紙は特定施設設置届出書等の添付資料の別紙4の後に挿入してください。

4 規制基準 (L) と水濁法の届出の汚濁負荷量 (L') の比較

$$\boxed{\quad} \text{mg/L} \times \boxed{\quad} \text{m}^3/\text{日} \times 10^{-3} = \boxed{\quad} \text{kg/日}$$

届出のCODの汚  
染状態の最大濃度

届出の最大排水量

汚濁負荷量

$$L \underset{\text{規制基準}}{\boxed{\quad}} \text{kg/日} \geq L' \underset{\text{汚濁負荷量}}{\boxed{\quad}} \text{kg/日}$$

# 指定地域における湖沼特定施設の新設または 構造等の変更を行う湖沼特定事業場の場合（COD）

## 1 規制項目

化学的酸素要求量（COD）

## 2 用語

- (1) 湖沼特定施設：水質汚濁防止法における特定施設(含 みなし指定地域特定施設)
- (2) 湖沼特定事業場：湖沼特定施設を有する工場・事業場で、日平均排水量が $50\text{ m}^3/\text{日}$ 以上のもの

## 3 算定式

- (1) 1号式(規制基準適用日の日以後、新たに設置される湖沼特定事業場)

$$: L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

- (2) 2号式 ((1)以外の湖沼特定事業場で適用の日以後に湖沼特定施設の設置または構造等の変更を行うもの。)

$$: L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0\} \times 10^{-3}$$

なお、算式において、L、Q、 $Q_0$ 、a、b及びCはそれぞれ次の値を表すものとする。

L：排出が許容される最大汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）……(規制基準)

Q：最大排出水の量（単位 1日につき立方メートル）……(変更後)

$Q_0$ ：規制基準の適用の際における最大排出水の量

（単位 1日につき立方メートル）……(変更前)

a：10.8

b：0.98

c：排出水に適用される水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく化学的酸素要求量または生物化学的酸素要求量に係る排水基準

(日間平均値、単位 1リットルにつきミリグラム……(変更後))

## 4 算定例

最大排水量 $500\text{ m}^3/\text{日}$ の工場が湖沼特定施設を新たに設置し、最大排水量が $800\text{ m}^3/\text{日}$ になる場合の汚濁負荷量規制基準はどのようになるか。

$$Q = 800\text{ m}^3/\text{日}$$

$$Q_0 = 500\text{ m}^3/\text{日}$$

$$C = 10\text{ mg/L}$$

$$L = \{10.8 \times 800^{(0.98-1)} \times (800-500) + 10 \times 500\} \times 10^{-3}$$
$$= (2,835 + 5,000) \times 10^{-3} = 7.835 \text{ (kg/日)}$$

$$\text{濃度換算 } L/Q = 7.835/800 = 0.00979 \text{ (kg/m}^3\text{)} \rightarrow 9.8 \text{ ((mg/L))}$$

※ 湖沼特定施設事業場のうち以下の施設を有するものについては、別途の算定式がある。

- ① 下水道終末処理施設
- ② 地方公共団体が設置するし尿処理施設
- ③ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の4第1項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設(し尿処理施設に限る。)

## 湖沼特定事業場の窒素含有量に係る 汚濁負荷の規制基準計算書

(1) 1号式

□ (b)

$$\begin{array}{c} \square \\ (L) \end{array} \text{kg/日} = \begin{array}{c} \square \\ (a) \end{array} \times \begin{array}{c} \square \\ (Q) \end{array} \text{m}^3/\text{日} \times 10^{-3}$$

(2) 2号式

□ (b-1)

$$\begin{array}{c} \square \\ (L) \end{array} \text{kg/日} = \left\{ \begin{array}{c} \square \\ (Q) \end{array} \times \begin{array}{c} \square \\ (Q) \end{array} \text{m}^3/\text{日} \times \left( \begin{array}{c} \square \\ (Q) \end{array} \text{m}^3/\text{日} - \begin{array}{c} \square \\ (Q_0) \end{array} \text{m}^3/\text{日} \right) \right. \\ \left. + \begin{array}{c} \square \\ (C) \end{array} \text{mg/L} \times \begin{array}{c} \square \\ (Q_0) \end{array} \text{m}^3/\text{日} \right\} \times 10^{-3}$$

※ □ …… 施行日直前の届出の最大排出量、将来の変更時にも使用する基本数字です。  
□ (Q<sub>0</sub>)

$$\text{規制基準 (L)} = \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array}$$

注 1

- (1) 1号式か2号式の確認をし、該当する式の番号を○で囲んでください。  
(規制基準の適用日；平成4年9月1日)

(2) 式の □ に該当する数字を記入して計算してください。

(3) 本用紙は特定施設設置届出書等の添付資料の別紙4の後に挿入してください。

(4) 規制基準 (L) と水濁法の届出の汚濁負荷量 (L') の比較

$$\begin{array}{c} \square \\ \text{mg/L} \end{array} \times \begin{array}{c} \square \\ \text{m}^3/\text{日} \end{array} \times 10^{-3} = \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array}$$

届出のT-Nの汚  
染状態の最大濃度      届出の最大排水量      汚濁負荷量

$$L \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array} \geq L' \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array}$$

規制基準    汚濁負荷量

注 2

2号式により算出する場合で、規制基準適用(施行)の際日平均水量が500m<sup>3</sup>以上であった事業場が、基準適用後に日平均水量を500m<sup>3</sup>未満に変更するときは、「規制基準適用(施行)の際における汚濁負荷量(L<sub>0</sub>)」との比較をする。

$$L \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array} \leq L_0 \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array} \text{(変更前の排水基準(mg/L)} \times Q_0 \text{(m}^3/\text{日)} \times 10^{-3})$$

規制基準    規制基準適用(施行)の際における汚濁負荷量

## 湖沼特定事業場のりん含有量に係る 汚濁負荷の規制基準計算書

(1) 1号式

□ (b)

$$\begin{array}{c} \square \\ \text{(L)} \end{array} \text{kg/日} = \begin{array}{c} \square \\ \text{(a)} \end{array} \times \begin{array}{c} \square \\ \text{(Q)} \end{array} \text{m}^3/\text{日} \times 10^{-3}$$

(2) 2号式

□ (b-1)

$$\begin{array}{c} \square \\ \text{(L)} \end{array} \text{kg/日} = \left\{ \begin{array}{c} \square \\ \text{(Q)} \end{array} \times \begin{array}{c} \square \\ \text{(Q)} \end{array} \text{m}^3/\text{日} \times \left( \begin{array}{c} \square \\ \text{(Q)} \end{array} \text{m}^3/\text{日} - \begin{array}{c} \square \\ \text{(Q}_0\text{)} \end{array} \text{m}^3/\text{日} \right) \right. \\ \left. + \begin{array}{c} \square \\ \text{(C)} \end{array} \text{mg/L} \times \begin{array}{c} \square \\ \text{(Q}_0\text{)} \end{array} \text{m}^3/\text{日} \right\} \times 10^{-3}$$

※  $\begin{array}{c} \square \\ \text{(Q}_0\text{)} \end{array}$  …… 施行日直前の届出の最大排出量、将来の変更時にも使用する基本数字です。

$$\text{規制基準 (L)} = \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array}$$

注1

- (1) 1号式か2号式の確認をし、該当する式の番号を○で囲んでください。  
(規制基準の適用日；平成4年9月1日)

- (2) 式の  $\begin{array}{c} \square \\ \text{( )} \end{array}$  に該当する数字を記入して計算してください。  
(3) 本用紙は特定施設設置届出書等の添付資料の別紙4の後に挿入してください。  
(4) 規制基準 (L) と水濁法の届出の汚濁負荷量 (L') の比較

$$\begin{array}{c} \square \\ \text{mg/L} \end{array} \times \begin{array}{c} \square \\ \text{m}^3/\text{日} \end{array} \times 10^{-3} = \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array}$$

届出のT-Pの汚濁状態の最大濃度      届出の最大排水量      汚濁負荷量

$$L \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array} \geq L' \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array}$$

規制基準      汚濁負荷量

注2

2号式により算出する場合で、規制基準適用(施行)の際日平均水量が500m<sup>3</sup>以上であった事業場が、基準適用後に日平均水量を500m<sup>3</sup>未満に変更するときは、「規制基準適用(施行)の際における汚濁負荷量(L<sub>0</sub>)」との比較をする。

$$L \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array} \leq L_0 \begin{array}{c} \square \\ \text{kg/日} \end{array} \text{ (変更前の排水基準(mg/L)} \times \text{Q}_0 \text{(m}^3/\text{日)} \times 10^{-3} \text{)}$$

規制基準      規制基準適用(施行)の際における汚濁負荷量

## 指定地域における湖沼特定施設の新設または 構造等の変更を行う湖沼特定事業場の場合

### 1 規制項目

窒素含有量（T-N）、りん含有量（T-P）

### 2 用語

湖沼特定施設、湖沼特定事業場；別添1の用語の説明に同じ

### 3 計算式

(1) 1号式(規制基準適用日の日以後、新たに設置される湖沼特定事業場)

$$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

(2) 2号式 ((1)以外の湖沼特定事業場で適用の日以後に湖沼特定施設の設置または構造等の変更を行うもの。)

$$L = \{a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0\} \times 10^{-3}$$

なお、算式において、L、Q、Q<sub>0</sub>、a、b及びCはそれぞれ次の値を表すものとする。

L：排出が許容される最大汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Q：排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q<sub>0</sub>：規制基準の適用の際における排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C：排出水に適用される水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る排水基準（最大値（し尿処理施設及びし尿浄化槽にあっては日間平均値、日間平均値）、単位 1リットルにつきミリグラム）

a及びb：

区 分		日平均排水の量 (立方メートル)	a 値		b 値
			窒 素	り ん	
製 造 業	食料品製造業	50以上500未満	17.7	1.77	0.96
		500以上	10.8	1.08	0.98
	金属製品製造業	50以上500未満	17.7	1.18	0.96
		500以上	10.8	0.54	0.98
	上記以外の製造業	50以上500未満	11.8	0.59	0.96
		500以上	8.69	0.54	0.98
そ の 他 の 業 種 等	畜産農業	50以上500未満	17.7	2.36	0.96
		500以上	10.8	1.08	0.98
	し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)	50以上	10.8	1.08	0.98
	上記以外の事業場	50以上500未満	17.7	2.36	0.96
		500以上	10.8	1.08	0.98
し尿浄化槽		50以上	16.3	2.17	0.98

#### 4 算定例

- (1) 日平均排水量 $250\text{ m}^3$ 、最大排水量 $300\text{ m}^3$ の食料品を製造する湖沼特定事業場が湖沼特定施設の設置又は構造等を変更し、日平均排水量が $580\text{ m}^3$ 、最大排水量 $640\text{ m}^3$ になる場合の窒素含有量に係る汚濁負荷量規制基準はどのようになるか。

$$Q = 640\text{ m}^3/\text{日}$$

$$Q_0 = 300\text{ m}^3/\text{日}$$

$$C = 10\text{ mg}/\ell \text{ (日平均排水量が}250\text{ m}^3\text{から}580\text{ m}^3\text{に増加するので上乗せ排水基準は1ランク上に移行する。)}$$

$$a = 10.8$$

$$b = 0.98$$

$$L = \{10.8 \times 640^{0.98-1} \times (640-300) + 10 \times 300\} \times 10^{-3} = 6.23\text{ Kg}/\text{日}$$

(参考)

① 濃度換算  $L/Q \times 10^3 = 6.23/640 \times 10^3 = 9.73 \text{ mg}/\ell$

- ② 別添2の注1(4)の規制基準(L)と水濁法の届出の汚染負荷量(L')の比較  
届出のT-N汚染状態の最大濃度を $9.7\text{ mg}/\ell$ とすると

$$L' = 9.7\text{ mg}/\ell \times 640\text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3} = 6.21\text{ kg}/\text{日}$$

$$\text{規制基準 } L \text{ } \boxed{6.23} \text{ kg}/\text{日} \geq \text{届出汚濁負荷量 } L' \text{ } \boxed{6.21} \text{ kg}/\text{日}$$

- (2) 日平均排水量 $550\text{ m}^3$ 、最大排水量 $600\text{ m}^3$ の食料品を製造する湖沼特定事業場が湖沼特定施設の設置又は構造等を変更し、日平均排水量 $220\text{ m}^3$ 、最大排水量 $240\text{ m}^3$ になる場合の窒素含有量に係る汚濁負荷量規定基準はどのようになるか。

$$Q = 240\text{ m}^3/\text{日}$$

$$Q_0 = 600\text{ m}^3/\text{日}$$

$$C = 15\text{ mg}/\ell \text{ (日平均排水量が}550\text{ m}^3\text{から}220\text{ m}^3\text{に減少するので上乗せ排水基準は1ランク上に移行する。)}$$

$$a = 17.7$$

$$b = 0.96$$

$$L = \{17.7 \times 240^{0.96-1} \times (240-600) + 15 \times 600\} \times 10^{-3} = 3.88\text{ Kg}/\text{日}$$

(参考)

① 濃度換算  $L/Q \times 10^3 = 3.88/240 \times 10^3 = 16.2 \text{ mg}/\ell$

- ② 別添2の注1(4)の規定基準(L)と水濁法の届出汚染負荷量(L')の比較  
届出のT-N汚染状態の最大濃度を $15.0\text{ mg}/\ell$ とすると

$$L' = 15.0\text{ mg}/\ell \times 240\text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3} = 3.60\text{ kg}/\text{日}$$

$$\text{規制基準 } L \text{ } \boxed{3.88} \text{ kg}/\text{日} \geq \text{届出汚濁負荷量 } L' \text{ } \boxed{3.60} \text{ kg}/\text{日}$$

※ 規制基準の式からは緩い負荷量が計算されるが、上乗せ排水基準( $15\text{ mg}/\ell$ )により「頭打ち」され変更後の許容負荷量は $3.60\text{ kg}/\text{日}$ となる。

- ③ 注2の2号式により算出する場合で、規制基準適用(施行)の際日平均排出量が $500\text{ m}^3$ 以上であった事業場が基準適用後に日平均排出量を $500\text{ m}^3$ 未満に変更するときの、「規制基準適用(施行)の際における汚濁負荷量(L<sub>0</sub>)」との比較

$$L_0 = \text{変更前の排出基準} \times Q_0 \times 10^{-3}$$

$$= 10\text{ mg}/\ell \times 600\text{ m}^3/\text{日} \times 10^{-3} = 6.00\text{ kg}/\text{日}$$

規制基準  $L \leq L_0$  規制基準適用(施行)の際における汚濁負荷量

$$L \text{ } \boxed{3.88} \text{ kg}/\text{日} \leq L_0 \text{ } \boxed{6.00} \text{ kg}/\text{日}$$



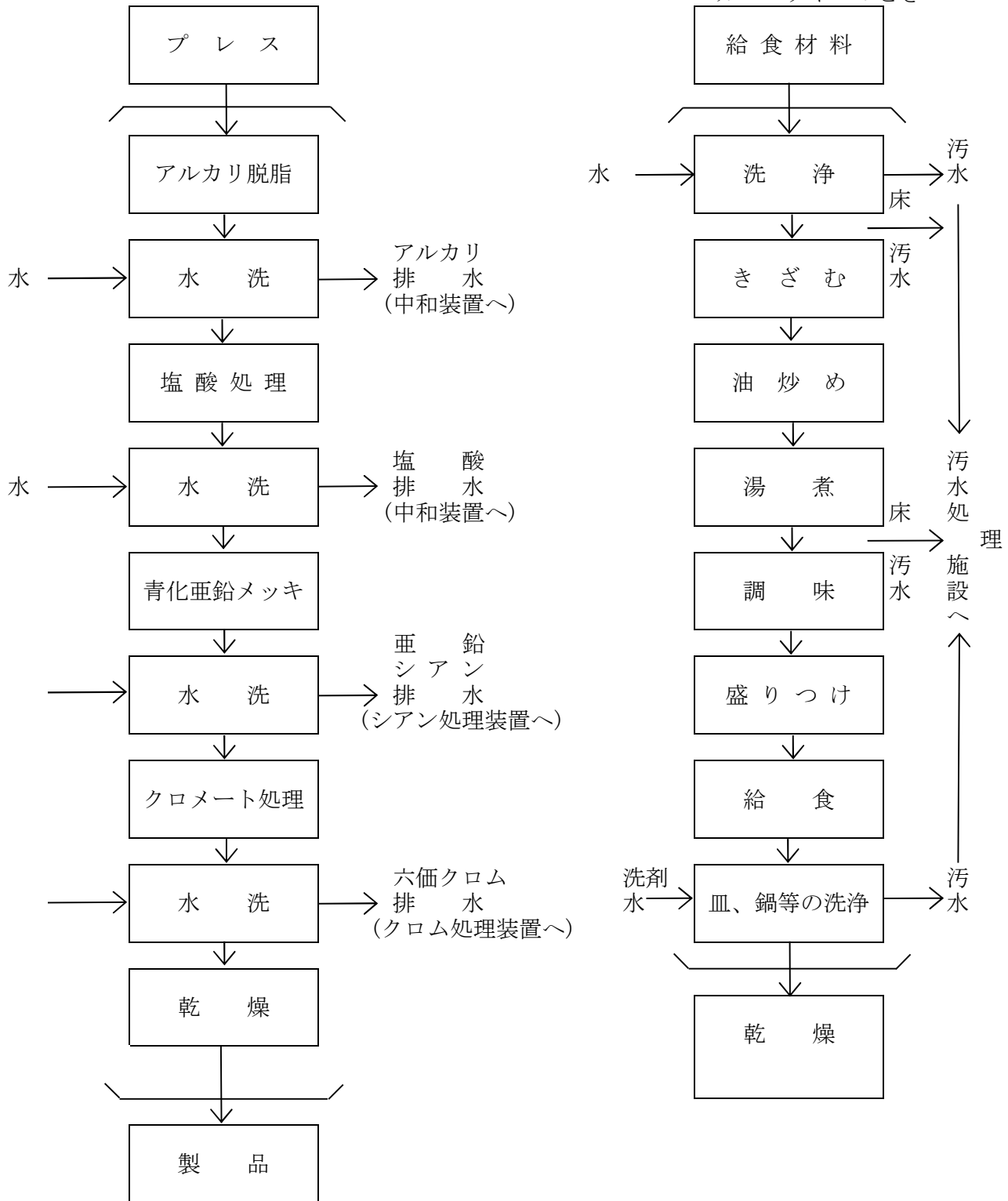
# 特定施設（排水特定施設、霞ヶ浦指定施設）を含む操業の系統

(作業工程の概要又は工程図)

記入例

(メッキ工場)

(集団給食施設)



(注)

矢印は製品及び水の流れを示す。

かっこ内は特定施設（排水特定施設、霞ヶ浦指定施設）

## 参 考 事 項

資 本 金	円	従 業 員 数	全 体 当該工場	人 人
産 業 分 類		操 業 時 間	午 前 時 ~ 午 後 時	
主 要 製 品				
用 途 地 域		敷 地 面 積 建 物 面 積		
付 近 見 取 図 (案 内 図)	下 記 の と お り 、 別 添 の と お り	電 話 番 号		
担 当 部 課 長	①	担 当 者		②
排 出 先	川 ( ) を 経 て ( ) を 経 て ( ) に 至 る。 ③ 海			
	鹿島灘水域 県中央地先水域 常磐地先水域 県北水域 久慈川水域 那珂川水域 涸沼水域	桜川水域 霞ヶ浦水域 北浦・常陸利根川水域 ④ 利根川水域 その他の水域		
付 近 見 取 図				
⑤				
排 水 の 地 下 浸 透 ⑥	無	有	有の場合	m <sup>3</sup> /日

(共 通)

- ①・② 担当の部及び課名並びに職氏名を記載する。
- ③ 排出経路を記載する。(排出経路が複数ある場合には、それぞれ記載する。)
- ④ 排出水の水域名を○で囲む。
- ⑤ 周囲100メートル程度のものを記載する。(放流先がわかるよう記載する。)  
「別図」として添付してもよい。
- ⑥ 地下浸透の有無について○で囲む。

## 水質測定結果記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設 <small>(排水特定施設、指定施設)の使用状況</small>	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)								

(設置の届出及び使用の届出の場合)

記入不要

(構造等の変更の届出の場合)

測定頻度にもよるが、2～3年程度前のものまで記入する。

# 氏名等変更届出書

年 月 日 ①

茨城県知事 殿 ②

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者 ③

④  
氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	⑤	※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	⑥	※施設番号	
変更の理由		⑦	※備考	

⑧

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

## 記 載 要 領

- ①～③ 特定施設設置届出書の①～③と同様。
- ④ 氏名、名称、住所、所在地のうち該当するものに○印をつける。
- ⑤ 変更の内容は、変更前、変更後に分けて記載する。
- ⑥ 変更事項が発生した日を記入する。
- ⑦ 変更の理由を簡潔かつ具体的に記載する。  
例 人事異動、本社移転
- ⑧ 届出者は記載しない。

氏名変更等届出書

年 月 日 ①

殿 ②

届出者 氏名 ③  
住所

④

氏名(名称,住所,所在地)に変更があったので,茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条(第34条,第49条,第58条の7,第74条,第85条又は第102条において準用する第16条)の規定により,次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	⑤	※整理番号	
	変更後		※受理番号	
変更年月日	年 月 日	年 月 日 ⑥	※施設番号	
変更の理由		⑦	※備考	

備考

※印の欄は記載しないこと。

## 記 載 要 領

- ①～③ 排水特定施設設置届出書の①～③と同様。
- ④ 氏名、名称、住所、所在地のうち該当するものに○印をつける。
- ⑤ 変更の内容は、変更前、変更後に分けて記載する。
- ⑥ 変更事由が発生した日を記入する。
- ⑦ 変更の理由を簡潔かつ具体的に記載する。  
例 人事異動、本社移転



氏名変更等届出書

年 月 日 ①

殿 ②

届出者 氏 名 ③  
住 所

④

氏名(名称, 住所, 所在地)に変更があつたので, 茨城県霞ヶ浦水質保全条例第17条の規定により, 次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	⑤	※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日 ⑥	※施設番号	
変更の理由		⑦	※備考	

備考

※印の欄は記載しないこと。

## 記 載 要 領

- ①～③ 排水特定施設設置届出書の①～③と同様。
- ④ 氏名、名称、住所、所在地のうち該当するものに○印をつける。
- ⑤ 変更の内容は、変更前、変更後に分けて記載する。
- ⑥ 変更事由が発生した日を記入する。
- ⑦ 変更の理由を簡潔かつ具体的に記載する。  
例 人事異動、本社移転

様式第6(第7条関係)

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日 ①

茨城県知事 殿 ②

届出者 氏名又は所在地 ③  
氏名又は名称

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤	※受理番号	
特定施設の種類	⑥	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	⑦	※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日 ⑧		
使用廃止の理由	⑨		

備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 記 載 要 領

- ①～③ 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書の①～③と同様。
- ④～⑤ 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書の④～⑤と同様。
- ⑥ 使用廃止になる特定施設の種別を水濁法令別表第1に掲げる施設番号で記載する。有害物質貯蔵指定施設の場合は、その旨記載する。
- ⑦ 配置図を添付し、その中に使用廃止となる特定施設の位置を明示すること。
- ⑧ 使用廃止となった年月日を記載する。
- ⑨ 使用廃止の理由を簡潔かつ具体的に記入する。  
例 工場閉鎖、耐用年数経過のため、生産工程変更のため

### 【参考】

有害物質使用特定施設を廃止したときは、所有者等が土壤汚染対策法に基づき環境省令に定める調査を行い、知事へ報告しなければならない場合があります。詳しくは各県民センター等の土壤汚染対策法担当窓口までお問合せください。

排水特定施設使用廃止届出書

年 月 日 ①

茨城県知事

殿 ②

届出者 氏 名 ③  
住 所

排水特定施設を廃止したので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条（第34条，第49条，第58条の7，第74条，第85条又は第102条において準用する第16条）の規定により，次のとおり届け出ます。

工場等の名称	④	※整理番号	
工場等の所在地	⑤	※受理番号	
施設の種類	⑥	※施設番号	
施設の設置場所	⑦	※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日 ⑧		
使用廃止の理由	⑨		

備考

- 1 施設の種類の欄には、茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1，別表第4，別表第6，別表第9の1，別表第9の2又は別表第13に掲げる項番号及び(1)，(2)，(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。

## 記 載 要 領

- ①～③ 排水特定施設設置届出書と同様。
- ④～⑤ 排水特定施設設置届出書と同様。
- ⑥ 使用廃止になる排水特定施設の種類を規則別表第 6 に掲げる施設番号で記載する。
- ⑦ 配置図を添付し、その中に使用廃止となる特定施設の位置を明示すること。
- ⑧ 使用廃止となった年月日を記載する。
- ⑨ 使用廃止の理由を簡潔かつ具体的に記入する。  
例 工場閉鎖、耐用年数経過のため、生産工程変更のため

霞ヶ浦指定施設使用廃止届出書

年 月 日 ①

茨城県知事 殿 ②

届出者 氏名 ③  
住所

霞ヶ浦指定施設の使用を廃止したので、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤	※受理番号	
霞ヶ浦指定施設の種類	⑥	※施設番号	
霞ヶ浦指定施設の設置場所	⑦	※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日 ⑧		
使用廃止の理由	⑨		

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 霞ヶ浦指定施設の種類欄には茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

## 記 載 要 領

- ①～③ 霞ヶ浦指定施設設置届出書の①～③と同様。
- ④～⑤ 霞ヶ浦指定施設設置届出書の⑥～⑦と同様。
- ⑥ 使用廃止になる指定施設の種別を規則別表第2に掲げる施設番号で記載する。
- ⑦ 配置図を添付し、その中に使用廃止となる霞ヶ浦指定施設の位置を明示すること。
- ⑧ 使用廃止となった年月日を記載する。
- ⑨ 使用廃止の理由を簡潔かつ具体的に記入する。  
例 工場閉鎖、耐用年数経過のため、生産工程変更のため



## 承 継 届 出 書

年 月 日 ①

茨城県知事 殿 ②

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

届出者 ③

④  
 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	⑤	※整理番号		
工場又は事業場の所在地	⑥	※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類	⑦	※施設番号		
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	⑧	※備 考		
承継の年月日	年 月 日 ⑨			
被承継者	氏名又は名称			⑩
	住 所			⑪
承継の原因	⑫			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類欄には記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 記 載 要 領

- ①～③ 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書の①～③と同様。
- ④ 該当するものに○印をつける。
- ⑤・⑥ 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出書と同様。
- ⑦ 承継する特定施設の種別を水濁法令別表第1に掲げる施設番号で記載する。有害物質貯蔵指定施設の場合は、その旨記載する。
- ⑧ 配置図を添付し、承継する施設を明示すること。また、施設等の一覧表も添付すること。
- ⑨ 承継した年月日を記入する。
- ⑩・⑪ 承継される者の氏名又は名称、住所を記載する。
- ⑫ 承継の原因を簡潔かつ具体的に記載する。  
例 会社合併のため、相続のため、工場買収による

# 承 継 届 出 書

年 月 日 ①

茨城県知事 殿 ②

氏名  
届出者 ③  
住所

排水特定施設に係る届出者の地位を承継したので、茨城県生活環境の保全等に関する条例第17条第3項（第34条，第49条，第58条の7，第74条，第85条又は第102条において準用する第17条）の規定により，次のとおり届け出ます。

工場等の名称	④	※整理番号		
工場等の所在地	⑤	※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類	⑥	※施設番号		
特定施設の設置場所	⑦	※備 考		
承継の年月日	年 月 日 ⑧			
被承継者	氏名又は名称			⑨
	住所又は主たる事務所の所在地			⑩
承継の原因	⑪			

備考

- 1 施設の種類の欄には，茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1，別表第4，別表第6，別表第9の1，別表第9の2又は別表第13に掲げる項番号及び(1)，(2)，(3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には，記載しないこと。

## 記 載 要 領

- ①～③ 排水特定施設設置届出書と同様。
- ④～⑥ 排水特定施設設置届出書と同様。
- ⑦ 配置図を添付し、承継する施設を明示すること。また、排水特定施設等の一覧表も添付すること。
- ⑧ 承継した年月日を記入する。
- ⑨・⑩ 承継される者の氏名又は名称、住所を記載する。
- ⑪ 承継の原因を簡潔かつ具体的に記載する。  
例 会社合併のため、相続のため、工場買収による

## 承 継 届 出 書

年 月 日 ①

茨城県知事 殿 ②

氏名  
届出者 ③  
住所

霞ヶ浦指定施設に係る届出者の地位を承継したので、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第18条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤	※受理年月日	年 月 日
霞ヶ浦指定施設の種類	⑥	※施設番号	
霞ヶ浦指定施設の設置場所	⑦	※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日 ⑧		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所	⑩	
承 継 の 原 因	⑪		

備 考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 霞ヶ浦指定施設の種類欄には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。

## 記 載 要 領

- ①～③ 霞ヶ浦指定施設設置届出書と同様。
- ④～⑥ 霞ヶ浦指定施設設置届出書と同様。
- ⑦ 配置図を添付し、承継する施設を明示すること。また、霞ヶ浦指定施設等の一覧表も添付すること。
- ⑧ 承継した年月日を記入する。
- ⑨・⑩ 承継される者の氏名又は名称、住所を記載する。
- ⑪ 承継の原因を簡潔かつ具体的に記載する。  
例 会社合併のため、相続のため、工場買収による

(共通様式)

## 氏名等変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、

大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、18条の13第2項）

水質汚濁防止法第10条

湖沼水質保全特別措置法第17条第2項

ダイオキシン類対策特別措置法第18条

茨城県生活環境の保全等に関する条例第16条（第34条、第49条）

茨城県霞ヶ浦水質保全条例第17条

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(共通様式)

## 承 継 届 出 書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

ばい煙発生施設 (揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設)  
特定施設 (みなし指定地域特定施設)  
指定施設  
特定施設  
ばい煙特定施設 (粉じん特定施設、排水特定施設)  
指定施設

に係る届出者の地位を承継したので、

大気汚染防止法第12条第3項 (第17条の13第2号、第18条の13第2項)  
水質汚濁防止法第11条第3項  
湖沼水質保全特別措置法第18条第2項  
ダイオキシン類対策特別措置法第19条  
茨城県生活環境の保全等に関する条例第17条第3項 (第34条、第49条)  
茨城県霞ヶ浦水質保全条例第18条第3項

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
施設の種類		※施設番号		
施設の設置場所		※備考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第9号の2(第21条第5項関係)

# 水質測定結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者

茨城県生活環境の保全等に関する条例第46条第1項(第46条の2第1項)の規定により、次のとおり報告します。

工場等の名称			※整理番号	
工場等の所在地			※受理年月日	年 月 日
担当部課(責任者氏名及び電話番号)			※施設番号	
施設の種類	1 条例の排水特定施設 2 水質汚濁防止法の特定施設 (番号: 名称: )		※審査結果	
排水水等の放流先及び水域	放流先	水域	※備考	
日間平均排水量(m <sup>3</sup> )				
汚水等の処理の方法				
測定排水口の名称又は番号				
採水年月日	年 月 日			
水質測定結果	別紙のとおり。			
排水基準の超過の原因及び講じた措置の概要	別紙のとおり。			

備考

- 1 施設の種類の欄には、当該施設が該当するものに○印を付け、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称又は茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる項番号及び名称を括弧内に記載すること。
- 2 水域の欄には、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1及び茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる水域の区分により当該水域名を記載すること。
- 3 日間平均排水量の欄には、期間内の総排水量を総操業日数で除した値を記載すること。
- 4 水質測定結果の欄の記載については、別紙によることとし、様式第9号の1の水質測定記録表(水質汚濁防止法の特定施設に該当する場合は、水質汚濁防止法施行規則(昭和46年/総理府/通商産業省/令第2号)第9条第8号に規定する水質測定記録表)の写しを用いること。  
 なお、検体の分析を他の機関に委託した場合は、計量法第110条の2第1項の規定による証明書の写しを併せて添付すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。

## 水 質 測 定 記 録 表

(担当者氏名 )

排水口の 名称又は 番号	年 月 ~ 年 月											
	採水月日及 び時刻 (天気)	採水者	操業時間 (h / 日)	排水量 (m <sup>3</sup> / 日)	分析月日	分析者	測 定 項 目					備 考

備考

- 1 四半期別及び排水口ごとに記載すること。
- 2 採水月日及び時刻の欄には、採水月日及び時刻のほか採水時刻の天気を括弧書きで記載すること。
- 3 操業時間の欄には、排水口に関連する汚水発生施設の採水日の操業時間を記載すること。
- 4 排水量の欄には、排水口における採水日の排水量を記載すること。
- 5 分析月日の欄には、検体の分析日を記載すること。
- 6 分析者の欄には、検体の分析を他の機関に委託する場合は分析機関名を記載すること。

## 排水量測定記録表

(担当者氏名 )

排水口の名称又は番号	排水量の測定方法	排水量測定装置設置年月日	年 月 分																		記録紙番号	
			日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	計	日間排水量(m <sup>3</sup> )			
			(天気)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		最大	最小		平均
			排水量(m <sup>3</sup> )																			
			操業時間(h)																			
			排水量(m <sup>3</sup> )																			
			操業時間(h)																			
			排水量(m <sup>3</sup> )																			
			操業時間(h)																			
排水量の合計(m <sup>3</sup> )																						
排水量の割合(%)			生産排水							冷却排水				その他の								

備考

- 1 操業時間の欄には、当該排水口に関連する汚水発生施設の操業時間を記載すること。
- 2 日間排水量の平均の欄には、月間排水量を操業日数で除した値を記載すること。
- 3 排水量の割合の生産排水の欄には冷却水以外の工程排水を、その他の欄には生活雑排水、雨水等の割合を記載する。

水質測定結果報告書

年 月 日

茨城県知事

殿

報告者

氏名

住所

〔法人にあつては、その名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

茨城県霞ヶ浦水質保全条例第11条の2（第21条）の規定により、次のとおり報告します。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	年 月 日
担当部課（責任者氏名及び電話番号）		※施設番号	
施設の種類	1 法律の施設 2 条例の施設	※審査結果	
排水の放流先		※備考	
日間平均排水（≒）			
汚水等の処理の方法			
測定排水口の名称又は番号			
採水年月日	年 月 日		
排水基準の超過の原因及び講じた措置の概要	別紙のとおり		

備考

- 1 施設の種類の欄には、当該施設が該当するものに○印を付し、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称又は茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 2 日間平均排水量の欄には、期間内の総排水量を総操業日数で除して得た値を記入すること。
- 3 検体の分析を他の機関に委託した場合は、計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書の写しを添付すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第 6 号の 2 (第 13 条第 2 項)

水 質 等 測 定 記 録 表

(担当者氏名 )

排水口 の 名称 又は 番号	年 月 ~ 月																備 考
	排水年月 及び時刻 (天気)	採水者	操業時間 (h/日)	排 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	分析月日	分析者	測 定 項 目										

- 備考
- 1 この記録表は、排水口別に作成すること。
  - 2 採水月日及び時刻の欄には、当該採水月日及び時刻のほか当該採水時刻の天気をかっこ書きで記載すること
  - 3 操業時間の欄には、当該排水口に関連する霞ヶ浦指定施設の当該採水日の操業時間を記載すること。
  - 4 排水量の欄には、当該排水口における当該採水日の排水量を記載すること。
  - 5 分析月日の欄には、当該検体の分析日を記載すること。
  - 6 分析者の欄には、分析を他の機関に委託する場合は分析機関名を記載すること。

### 3 資 料

(1) 特定施設 (水濁法第2条第2項)

番号	名 称
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 抗水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘さく用の泥水分離施設</li> </ul>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> <li>ハ 馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</li> </ul>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>へ ろ過施設</li> </ul>
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。)</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

番号	名 称
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（57.1.1施行） イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設



番号	名 称
19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ まゆ湯煮施設</li> <li>ロ 副蚕処理施設</li> <li>ハ 原料浸せき施設</li> <li>ニ 精練機及び精練そう</li> <li>ホ シルケット機</li> <li>へ 漂白機及び漂白そう</li> <li>ト 染色施設</li> <li>チ 薬液浸透施設</li> <li>リ のり抜き施設</li> </ul>
20	<p>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗毛施設</li> <li>ロ 洗化炭施設</li> </ul>
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式紡糸施設</li> <li>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設</li> <li>ハ 原料回収施設</li> </ul>
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 接着機洗浄施設</li> </ul>
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式バーカー</li> <li>ロ 薬液浸透施設</li> </ul>
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 湿式バーカー</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 蒸解施設</li> <li>ホ 蒸解廃液濃縮施設</li> <li>へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</li> <li>ト 漂白施設</li> <li>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>リ セロハン製膜施設</li> <li>ヌ 湿式繊維板成型施設</li> <li>ル 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</li> <li>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</li> </ul>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ る過施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 水洗式破碎施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ホ 湿式集じん施設</li> </ul>

番号	名 称
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

番号	名 称
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設

番号	名 称
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設

番号	名 称
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設

番号	名 称
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。） 、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。） の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

番号	名 称
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)

番号	名 称
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

注1 別表第1第71号の2の環境省令で定める「科学技術に関する研究等を行う事業場」は、次に掲げる事業場である。

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物検疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場
- 13 犯罪鑑識施設

注2 別表第1第71号の4の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の各号に該当する施設」は、次に掲げる事業場である。

- 1 汚泥の脱水施設で処理能力が10m<sup>3</sup>/日を超えるもの
- 2 (略)
- 3 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物を除く。）焼却施設でア、イ、ウのいずれかに該当するもの  
（ア 処理能力が5m<sup>3</sup>/日を超えるもの、イ 処理能力が200kg/h以上のもの、ウ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの）
- 4 廃油の油水分離施設で処理能力が10m<sup>3</sup>/日を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）
- 5 廃油（廃PCB等を除く。）焼却施設でア、イ、ウのいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）  
（ア 処理能力が1m<sup>3</sup>/日を超えるもの、イ 処理能力が200kg/h以上のもの、ウ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの）
- 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設で処理能力が50m<sup>3</sup>/日を超えるもの
- 7 (略)
- 8 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設でア、イのいずれかに該当するもの  
（ア 処理能力が100kg/日以上のもの、イ 火格子面積が2m<sup>2</sup>以上のもの）
- 8の2 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)
- 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
- 12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
- 13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
- 13の2以後 (略)



(2) みなし指定地域特定施設 (湖沼法第14条)

- 1 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）  
で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの。
  - イ 厨房施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 入浴施設
  
- 2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法  
により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

(3) 排水特定施設 (生活環境条例第35条第2項)

番号	施設等
1	畜舎(馬の飼養に用いる同一敷地内のものであって、260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。)
2	石材加工業の用に供する研磨施設及び湿式切断施設
3	車両の洗浄施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第71号に規定するものを除く。)
4	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)に設置される卸売場及び仲卸売場(青果物(野菜及び果実をいう。)に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。))及び水産物に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の2に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200平方メートル(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの)であっては、330平方メートル)未満のものを除く。)に限る。)
5	廃油処理施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。)
6	練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
7	舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
8	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設(従業員30人以上の工場等に係るものに限る。)
9	病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。)に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定するもの及び湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の指定地域にあっては、湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第5条第1号に規定するものを除く。)
10	特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定するものであって、1日に1,000食(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては300食)以上の食事を供給するもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4に規定するものを除く。))に限る。)
11	段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン
12	納豆製造業の用に供する湯煮施設(蒸煮施設を含む。)
13	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が240平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあっては120平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の5に規定するものを除く。))に限る。)

番号	施 設 等
14	飲食店(次の項及び16の項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が280平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあつては100平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の6に規定するものを除く。))に限る。)
15	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次の項に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあつては150平方メートル以上)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の7に規定するものを除く。))に限る。)
16	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,000平方メートル(霞ヶ浦及び北浦水域にあつては360平方メートル)以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に規定するものを除く。))に限る。)
17	野菜又は果実の洗浄、切断等による加工(当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。)を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設
17の2	霞ヶ浦及び北浦水域にあつては、処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽
18	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設

#### 備考

この表において「特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設及び特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設をいう。

(4) 霞ヶ浦指定施設 (霞条例第2条第4項)

番号	施設等
1	畜舎(馬の飼養に用いるものであつて、同一敷地内におけるその総面積が260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。)
2	車両の洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第71号に規定するものを除く。)
3	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)に設置される卸売場及び仲卸売場(青果物(野菜及び果実をいう。)に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。))及び水産物に係るもの(同法第4条第1項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の2に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200平方メートル(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの)にあつては、330平方メートル)未満のものを除く。))に限る。)
4	廃油処理施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。)
5	練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
6	舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
7	パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設(従業員30人以上の工場又は事業場に係るものに限る。)
8	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)に設置されるちゆう房施設、洗浄施設及び入浴施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定するもの及び湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の指定地域にあつては、湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第5条第1号に規定するものを除く。)
9	特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定するものであつて、1日に300食以上の食事を供給するもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4に規定するものを除く。))に限る。)
10	段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン
11	納豆製造業の用に供する湯煮施設(蒸煮施設を含む。)
12	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が120平方メートル以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の5に規定するものを除く。))に限る。)
13	飲食店(次項及び第15項に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が100平方メートル以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の6に規定するものを除く。))に限る。)
14	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次項に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が150平方メートル以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の7に規定するものを除く。))に限る。)
15	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が360平方メートル以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に規定するものを除く。))に限る。)
16	野菜又は果実の洗浄、切断等による加工(当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。)を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設
17	建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽
18	霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設

備考

この表において「霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、霞ヶ浦指定施設を設置する複数の工場又は事業場から排出される水の共同処理施設及び霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水を別の工場又は事業場において処理する場合の処理施設をいう。

(5) 水質汚濁防止法に基づく有害物質（水濁法施行令第2条）

	有害物質
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1,4-ジオキサン

※ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る地下浸透防止のための構造基準については、上記の有害物質が対象となります。

(6) 水質汚濁防止法に基づく指定物質及び油（水濁法施行令第3条の3、第3条の4）

【指定物質】

項目	項目
1 ホルムアルデヒド	31 プロピザミド
2 ヒドラジン	32 クロロタルニル（又はTPN）
3 ヒドロキシルアミン	33 フェニトロチオン（又はMEP）
4 過酸化水素	34 イプロベンホス（又はIBP）
5 塩化水素	35 イソプロチオラン
6 水酸化ナトリウム	36 ダイアジノン
7 アクリロニトリル	37 イソキサチオン
8 水酸化カリウム	38 クロロニトロフェン（又はCNP）
9 アクリルアミド	39 クロルピリホス
10 アクリル酸	40 2-エチルヘキシル
11 次亜塩素酸ナトリウム	41 アラニカルブ
12 二硫化炭素	42 クロルデン
13 酢酸エチル	43 臭素
14 MTBE	44 アルミニウム及びその化合物
15 硫酸	45 ニッケル及びその化合物
16 ホスゲン	46 モリブデン及びその化合物
17 1,2-ジクロロプロパン	47 アンチモン及びその化合物
18 クロルスルホン酸	48 塩素酸及びその塩
19 塩化チオニル	49 臭素酸及びその塩
20 クロロホルム	50 クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く）
21 硫酸ジメチル	51 マンガン及びその化合物
22 クロルピクリン	52 鉄及びその化合物
23 ジクロロボス（又はDDVP）	53 銅及びその化合物
24 オキシデプロホス（又はESP）	54 亜鉛及びその化合物
25 トルエン	55 フェノール類及びその塩類
26 エピクロロヒドリン	56 ヘキサメチレンテトラミン
27 スチレン	57 アニリン
28 キシレン	58 ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
29 パラ-ジクロロベンゼン	59 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
30 フェノブカルブ（又はBPMC）	60 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

※ 令和6年3月末時点

【油】 ①原油、②重油、③潤滑油、④軽油、⑤灯油、⑥揮発油、⑦動植物油

(7) 一律排水基準 (水濁法第3条第1項)

有害物質		生活環境項目	
項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8-8.6
シアン化合物	1mg/L		海域 5.0-9.0
有機燐化合物	1mg/L	生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (120mg/L)
鉛及びその化合物	0.1mg/L	化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (120mg/L)
六価クロム化合物	0.2mg/L	浮遊物質 (SS)	200mg/L (150mg/L)
砒素及びその化合物	0.1mg/L	N-ヘキサン(鉱油類)	5mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	(動植物油脂類)	30mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	フェノール類含有量	5mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	銅含有量	3mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	亜鉛含有量	2mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	溶解性鉄含有量	10mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	溶解性マンガン含有量	10mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	クロム含有量	2mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	大腸菌群数	(3000個/cm <sup>3</sup> )
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	【R7.4~】大腸菌数	(800CFU/mL)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	窒素含有量	120mg/L (60mg/L)
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	リン含有量	16mg/L (8mg/L)
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	( )内は日間平均値	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L		
チウラム	0.06mg/L		
シマジン	0.03mg/L		
チオベンカルブ	0.2mg/L		
ベンゼン	0.1mg/L		
セレン及びその化合物	0.1mg/L		
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L		
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L		
1,4-ジオキサン	0.5mg/L		

(\*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(8) 水域別排水基準（上乘せ排水基準）

その1 鹿島灘水域における排水基準

工場又は事業場の区分		水素イオン濃度  (水素指数)	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム)		フェノール類含有量	溶解性マンガ含有量	クロム含有量	シアン化合物	
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	
			単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	単位1リットルにつきミリグラム	
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	排水処理施設を有する排水口	—	20	25	20	25	30	40	1	2	1	2	—	1	0.5	—	
鉄鋼業に係るもの	排水処理施設を有する排水口	非工水排水口	5.8以上 8.6以下	—	—	5	10	5	10	—	1	—	1	—	1	0.5	検出されないこと。
		工水排水口	5.8以上 8.6以下	—	—	算式Aにより得られた値		—	1	—	1	—	1	—	1	0.5	検出されないこと。
鉄鋼業に係るもの	その他の排水口	非工水排水口	5.8以上 8.6以下	—	—	5	10	5	10	—	1	—	1	0.1	1	0.5	検出されないこと。
		工水排水口	5.8以上 8.6以下	—	—	算式Aにより得られた値		—	1	—	1	—	1	0.1	1	0.5	検出されないこと。
廃油処理施設を設置するもの		—	—	—	—	—	—	—	1	2	1	2	—	—	—	—	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業(フィッシュリユアル製造業を含む。以下別表第2において同じ。)に係るもの	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの	—	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	—	—	—	—	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの	—	30	40	30	40	50	65	—	—	—	10	—	—	—	—	
し尿処理施設を設置するもの		—	30	—	30	—	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
下水道終末処理施設(深芝処理場を除く。)を設置するもの		5.8以上 8.6以下	20	—	20	—	40	—	—	—	—	10	1	1	1	—	
深芝処理場を設置するもの		5.8以上 8.6以下	—	—	40	50	40	50	2	3	2	3	—	—	—	—	



## 備考

1 排水口は、次のとおりとする。

- (1) 「その他の排水口」とは、排水処理施設を有する排水口以外の排水口をいう。
- (2) 「非工水排水口」とは、工場又は事業場から排出される冷却水等で工業用水（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第2項に規定する工業用水をいう。以下同じ。）を含まないものを公共用水域に排出する排水口をいう。
- (3) 「工水排水口」とは、工場又は事業場から排出される冷却水等で工業用水を含むものを公共用水域に排出する排水口をいう。
- (4) 「単独排水口」とは、工場又は事業場から排出される汚水又は廃液を処理した後、冷却水等と合併しないで公共用水域に排出する排水口をいう。
- (5) 「合併排水口」とは、工場又は事業場から排出される汚水又は廃液を処理した後、冷却水等と合併して公共用水域に排出する排水口をいう。

2 「算式Aにより得られた値」とは、次の式により求められた値をいう。

$$S = \frac{a \cdot Q + b \cdot q}{Q + q}$$

S 工水排水口に適用される排水基準  
a 化学的酸素要求量についての排水基準を算出する場合には1リットルにつき10ミリグラム、浮遊物質について排水基準を算出する場合には1リットルにつき20ミリグラム  
b 非工水排水口に適用される排水基準  
Q 工水排水口から排出されることとなる1日の平均的な工業用水量（単位 立方メートル）  
q 工水排水口から排出されることとなる1日の平均的な冷却水等の量からQを減じた値（単位 立方メートル）

3 「算式Bにより得られた値」とは、次の式により求められた値をいう。

$$S' = \frac{a' \cdot Q' + b' \cdot q'}{Q' + q'}$$

S' 合併排水口に適用される排水基準  
a' 冷却水等の取水口の水質（単位 1リットルにつきミリグラム）  
b' 単独排水口に適用される排水基準  
Q' 合併排水口から排出されることとなる1日の平均的な冷却水等の量（単位 立方メートル）  
q' 合併排水口から排出されることとなる1日の平均的な汚水又は廃液の量（単位 立方メートル）

4 下欄に掲げる工場又は事業場以外のもののうち電気めっき施設を設置する工場又は事業場についてのクロム含有量に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量について1とする。

その2 県央地先水域における排水基準

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽 出物質含有 量(鉱油類 含有量)	ノルマルヘキサン抽 出物質含有 量(動植物 油脂類含有 量)	フェノール 類含有量	溶解性マン ガン含有量	クロム 含有量	シアン 化合物	ふっ素及び その化合物
		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)
工場又は事業場の区分		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大
下欄に掲げる工 場又は事業場以 外のもの	1日当たりの平均 的な排水の量が 3,000立方メー トル未満のもの	20	25	20	25	30	40	—	10	1	1	1	0.5	8
	1日当たりの平均 的な排水の量が 3,000立方メー トル以上のもの	10	15	10	15	20	25	3	5	0.5	1	1	0.5	8
水産食品製造 業及び魚粉飼料 製造業に係るも の	1日当たりの平均 的な排水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	—	—	—
	1日当たりの平均 的な排水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	30	40	30	40	50	65	—	10	—	—	—	—	—
し尿処理施設を設置するもの		10	—	15	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設（那珂久慈流域 下水道終末処理施設を除く。）を設 置するもの		20	25	20	25	30	40	—	10	1	1	1	—	8
那珂久慈流域下水道終末処理施設を 設置するもの		20	25	20	25	20	30	3	3	1	1	1	—	8
さつまいもでん粉製造業に係るもの		—	150	—	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その3 常磐地先水域における排水基準

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質量		ノルマルキサン抽 出物質含有 量(動植物油 脂類含有量)	フェノール 類含有量	溶解性マン ガン含有量	ク ロ ム 含 有 量	シ ア ン 化 合 物	ふっ素及び その化合物
		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大
工場又は事業場の区分													
下欄に掲げる工 場又は事業場以 外のもの	1日当たりの平均 的な排出水の量が 5,000立方メー トル未満のもの	20	25	20	25	30	40	10	1	1	1	0.5	8
	1日当たりの平均 的な排出水の量が 5,000立方メー トル以上のもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1	0.5	8
繊維板製造業に係るもの		20	25	20	25	30	40	10	1	1	1	—	8
水産食料品製造 業及び魚粉飼料 製造業に係るも の	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	—	—
	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—	—	—
し尿処理施設を設置するもの		10	—	10	—	15	—	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	10	1	1	1	—	8

その4 県北水域における排水基準

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要求量		浮遊物質 量		ノルマルキサン抽出 物質含有量(動植物油脂類 含有量)		フェノール 類含有量	クロム 含有量	
		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	
工場又は事業場の区分												
下欄に 掲げる 工場又 は事業 場以外 のもの	第一種水域に排出するもの	10	15	10	15	20	25	—	5	0.5	1	
	第二種 水域に 排出す るもの	1日当たりの平均 的な排水の量が 5,000立方メー トル未満のもの	20	25	20	25	30	40	—	10	1	1
		1日当たりの平均 的な排水の量が 5,000立方メー トル以上のもの	10	15	10	15	20	25	—	5	0.5	1
クラフトパルプを製造するもの		20	30	20	30	50	65	10	—	1	1	
水産食品製 造業及び魚 粉飼料製 造業に係る もの	1日当たりの平均 的な排水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	
	1日当たりの平均 的な排水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	30	40	30	40	50	65	—	10	—	—	
し尿処理施設を設置するもの		30	—	30	—	70	—	—	—	—	—	
下水道終末処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	—	10	1	1	

その5 久慈川水域における排水基準

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有 量(動植物油 脂類含有量)	フェノール 類含有量	溶解性マン ガン含有量	ク ロ ム 含 有 量	シ ア ン 化 合 物
		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大
工場又は事業場の区分	下欄に掲げる工 場又は事業場以 外のもの	20	25	20	25	30	40	10	1	1	1	0.5
	1日当たりの平均 的な排出水の 量が500立方メ ートル未満のもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1	0.5
水産食料品製造 業及び魚粉飼料 製造業に係るも の	1日当たりの平均 的な排出水の 量が1,000立方メ ートル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	—
	1日当たりの平均 的な排出水の 量が1,000立方メ ートル以上のも の	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—	—
し尿処理施設を設置するもの		10	—	10	—	15	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	10	1	1	1	—

その6 那珂川水域における排水基準

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要求量		浮遊物質量		ノルマルキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位1リットルにつきミリグラム)	フェノール類含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)	溶解性マンガ含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)	クロム含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)	シアン化合物 (単位1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	
		工場又は事業場の区分											
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	第一種水域に排出するもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1	検出されないこと。	
	第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	20	25	20	25	30	40	10	1	1	1	0.5
		1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1	0.5
板紙製造業に係るもの		8	10	8	10	10	15	5	0.5	1	1	—	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	—	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—	—	
し尿処理施設を設置するもの		30	—	30	—	70	—	—	—	—	—	—	
下水道終末処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	10	1	1	1	—	

注) 那珂川水域において第一種水域とは次に掲げる河川及びこれに流入することとなる河川、水路その他の水域をいい、第二種水域とは第一種水域以外の水域をいう。

那珂川 【／右岸 水戸市根本一丁目 263 番 2／左岸 水戸市青柳町字上宿 448 番地の 1／から河口までの区域を除く。】

その7 湖沼水域における排水基準

項 目		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	溶解性マンガ含有量	クロム含有量	シアン化合物
		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大
工場又は事業場の区分												
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	20	25	20	25	30	40	10	1	1	1	0.5
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1	0.5
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—	—
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—	—
し尿処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	10	1	1	1	—

その8 桜川水域における排水基準

注) 桜川水域とは、「桜川(水戸市及び笠間市を流れる河川)、沢渡川及び逆川並びにこれらの河川に流入することとなる公共用水域」をいう。

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		ルマルキサン抽 出物質含有 量(動植物油 脂類含有量)	フェノール 類含有量	溶解性マン ガン含有量	ク ロ ム 含 有 量
		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)
工場又は事業場の区分		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大
下欄に掲げる 工場又は事業 場以外のもの	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	20	25	20	25	30	40	10	1	1	1
	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1
水産食料品製 造業及び魚粉 飼料製造業に 係るもの	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—
	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—
し尿処理施設を設置するもの		10	—	10	—	15	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの		20	—	20	—	40	—	10	1	1	1



その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準

項 目		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量
		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)		(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
工場又は事業場の区分	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	20	25	20	25	30	40	—	—	—	—	—	—	—
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	10	15	10	15	15	20	3	5	0.1	1	1	1	1
し尿処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	20	—	20	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	10	—	10	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの	20	25	20	25	30	40	—	—	—	—	—	—	—
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの	10	15	15	20	15	20	3	5	0.1	1	1	1	1

クロム含有量	大腸菌群数	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機 <sup>りん</sup> 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	ふっ素及びその化合物
(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1立方センチメートルにつき個)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)
最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.1	—	0.01	検出されないこと。	検出されないこと。	0.05	0.05	0.0005	検出されないこと。	0.8
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.1	1,000	0.01	検出されないこと。	検出されないこと。	0.05	0.05	—	—	0.8

注) 令和3年4月1日から排水の量の多少にかかわらず、全ての工場又は事業場に係る排水について適用。

その10 利根川水域における排水基準

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要 求 量		浮遊物質 量		ノルマルキサン 抽出物質含有 量(動植物油 脂類含有量)	フェノール 類含有量	溶解性マン ガン含有量	ク ロ ム 含 有 量
		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最 大	最 大	最 大	最 大
工場又は事業場の区分											
下欄に掲げる工 場又は事業場以 外のもの	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	20	25	20	25	30	40	10	1	1	1
	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	10	15	10	15	20	25	5	0.5	1	1
水産食料品製造 業及び魚粉飼料 製造業に係るも の	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—
	1日当たりの平均 的な排出水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—
し尿処理施設を設置するもの		10	—	10	—	15	—	—	—	—	—
下水道終末処理施設（常南流域下水 道終末処理施設を除く。）を設置す るもの		20	—	20	—	40	—	10	1	1	1
常南流域下水道終末処理施設を設置 するもの		10	15	15	20	15	20	5	0.5	1	1

備考

水質汚濁防止法施行令別表第1第52号に規定する特定施設を設置している工場又は事業場（当該特定施設以外の特定施設を設置しているものを除く。）については、この表の排水基準は適用しない。

その11 その他の水域における排水基準

項 目		生物化学的 酸素要求量		化学的酸素 要求量		浮遊物質量		ノルマルキサン抽 出物質含有 量(動植物油 脂類含有量)	フェノール 類含有量	溶解性マン ガン含有量	クロム 含有量
		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)		(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)	(単位1リ ットルにつ きミリグラ ム)
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	最大	最大
工場又は事業場の区分		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	最大	最大
水産食料品製造 業及び魚粉飼料 製造業に係るも の	1日当たりの平均 的な排水の量が 1,000立方メー トル未満のもの	90	120	90	120	120	160	—	—	—	—
	1日当たりの平均 的な排水の量が 1,000立方メー トル以上のもの	30	40	30	40	50	65	10	—	—	—
その他のもの	海域	—	150	—	150	—	—	10	2	—	—
	海域以外の水域	—	60	—	60	—	90	10	1	1	1

(9) 排水特定施設に適用される排水水の基準

①排水特定施設に適用される排水基準（畜舎、霞ヶ浦小規模特定事業場は除く）

別表第7 排水基準（第17条第1項関係）

水 域	項目又は種類  工場又は事業場の区分	生活環境項目														有害物質														
		水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質量含有量(飲油類含有量)		ノルマルヘキサン抽出物質量含有量(動植物油脂類含有量)		フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物 (パリン、アリン、バリン、アリン、バリン及びEPNに限る。)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	ふっ素及びその化合物	
		(水素指数)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)	(単位1リットルにつきミリグラム)
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
鹿島灘水	排水処理施設を有する排水口から排出するもの	5.0以上 9.0以下	20	25	20	25	30	40	1	2	1	2	2	3	2	10	1	0.5	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	15	
	その他の排水口から排出するもの	5.8以上 8.6以下	5	10	5	10	5	10	-	1	-	1	2	3	2	10	1	0.5	3,000	0.03	検出されないこと。	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	15	
県央地先水	1日当たりの平均的な排水の量が3,000立方メートル未満のもの	海域以外 5.8以上 8.6以下 海域 5.0以上 9.0以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8	
	1日当たりの平均的な排水の量が3,000立方メートル以上のもの	海域以外 5.8以上 8.6以下 海域 5.0以上 9.0以下	10	15	10	15	20	25	-	3	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8	
常磐地先水	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル未満のもの	海域以外 5.8以上 8.6以下 海域 5.0以上 9.0以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8	
	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上のもの	海域以外 5.8以上 8.6以下 海域 5.0以上 9.0以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8	
県北水	第一種水域に排出するもの	5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	10	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8	
	第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル未満のもの	5.8以上 8.6以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	10	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8
		1日当たりの平均的な排水の量が5,000立方メートル以上のもの	5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	10	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8
久慈川水	1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル未満のもの	5.8以上 8.6以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8	
	1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上のもの	5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8	

水 域	項目又は種類  工場又は事業場の区分		生活環境項目																	有害物質																											
			水素イオン濃度  (水素指数)	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		フェノール類含有量		銅含有量		亜鉛含有量		溶解性鉄含有量		溶解性マンガン含有量		クロム含有量		大腸菌群数		カドミウム及びその化合物		シアン化合物		有機リン化合物 (パラチオン, 対パラチオン, 対ジメトシ, トン及びEPNに限る。)		鉛及びその化合物		六価クロム化合物		砒素及びその化合物		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		アルキル水銀化合物		ポリ塩化ビフェニル		ふっ素及びその化合物	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大		
那珂川水 域	第一種水域に排出するもの		5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	検出されないこと。	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
	第二種水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの	5.8以上 8.6以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
		1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの	5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
澗沼水 域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの		5.8以上 8.6以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの		5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	0.5	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
桜川水 域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの		5.8以上 8.6以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの		5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
霞ヶ浦及 び北浦水 域	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満のもの		-	20	25	20	25	30	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
	1日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル以上のもの		5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	15	20	-	3	-	5	0.1	1	1	1	1	0.1	3,000	0.01	検出されないこと。	検出されないこと。	0.1	0.05	0.05	0.0005	検出されないこと。	検出されないこと。	0.8																	
利根川水 域	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル未満のもの		5.8以上 8.6以下	20	25	20	25	30	40	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
	1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上のもの		5.8以上 8.6以下	10	15	10	15	20	25	-	5	-	5	0.5	3	2	10	1	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
その他の水 域	海域以外の水域に排出するもの		5.8以上 8.6以下	-	50	-	60	-	90	-	5	-	10	1	3	2	10	1	1	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	8																	
	海域に排出するもの		5.0以上 9.0以下	-	150	-	150	-	200	-	5	-	10	2	3	2	10	10	2	3,000	0.03	1	1	0.1	0.2	0.1	0.005	検出されないこと。	0.003	15																	

備考

- この表の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂川水域、澗沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる鹿島灘水域、県央地先水域、常磐地先水域、県北水域、久慈川水域、那珂川水域、澗沼水域、桜川水域、霞ヶ浦及び北浦水域、利根川水域及びその他の水域とする。
- この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- この表において「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める検定方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表に掲げる有害物質（ふっ素及びその化合物を除く。）以外の項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が、霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域にあっては30立方メートル未満（霞ヶ浦及び北浦水域にあっては10立方メートル未満）である工場等に係る排水については、適用しない。
- この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って、それぞれ適用する。

② 排水特定施設に適用される排水基準（畜舎）

別表第7の2 畜舎に係る排水基準（第17条第2項関係）

項目 工場又は事業場の区分		生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
霞ヶ浦及び北浦水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの	10	15	10	15	20	30
	1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200
霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が7.5立方メートル以上のもの	120	160	120	160	150	200

備考

- この表において「霞ヶ浦及び北浦水域」とは、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第1の水域の欄に掲げる霞ヶ浦及び北浦水域とする。
- この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。

③ 霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準

別表第7の3 霞ヶ浦小規模特定事業場特定排水基準（第17条の3第1項関係）

項目 工場又は事業場の区分	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
下欄に掲げるもの以外のもの	20	25	20	25	30	40
畜舎を設置するもの	120	160	120	160	150	200

備考

- 1 この表において「日間平均」による許容限度とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。
- 2 この表に掲げる基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値とする。
- 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。

(10) 窒素・りんに係る排水基準

① 一律排水基準 (水濁法第3条第1項)

項目	許 容 限 度		排水基準に係る湖沼及び海域
	日間平均	最 大	
窒 素	60 mg/L	120 mg/L	(湖沼) 霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、澗沼、千波湖、 牛久沼、花貫ダム貯水池、水沼ダム貯水池、 古利根沼、 (海域) 鹿島港、東京湾
り ん	8 mg/L	16 mg/L	(湖沼) 霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、澗沼、千波湖、 牛久沼、菅生沼、古利根沼、花貫ダム貯水池、 水沼ダム貯水池、竜神ダム貯水池、 藤井川ダム貯水池、飯田ダム貯水池、 十王ダム貯水池、御前山ダム貯水池 (海域) 鹿島港、東京湾

- (注) 1 この排水基準は、上記の湖沼、海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用されます。
- 2 この排水基準は、1日当たり平均的な排水の量が30立方メートル以上の工場又は事業場に係る排水について適用されます。ただし、霞ヶ浦流域については、排水基準の上乗せが適用されます。(②参照)
- 3 東京湾海域の対象水域は、江戸川分岐点より上流の利根川水域です。  
対象となる市町村としては、古河市、境町、五霞町となります。



② 上乘せ基準 (霞条例第11条)

(単位 1リットルにつきミリグラム)

区分		項目及び許容限度	窒素	りん
製造業	食料品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1.5
		500立方メートル以上	10	1
	金属製品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1
		500立方メートル以上	10	0.5
	上記以外の製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	12	1
		50立方メートル以上500立方メートル未満	10	0.5
		500立方メートル以上	8	0.5
その他の業種等	畜産農業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	25	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1
	下水道終末処理施設	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上100,000立方メートル未満	20	1
		100,000立方メートル以上	15	0.5
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	10	1
	し尿浄化槽	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	15	2
	上記以外の事業場	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1

備考

- 1 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、下水道終末処理施設、し尿処理施設及びし尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
- 2 この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。

- 3 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 4 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 5 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第74号に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に係る区分に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- 6 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 7 この表において「排水水」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。
- 8 この表において「し尿浄化槽」とは、水質汚濁防止法施行令別表第1第72号に掲げる特定施設に該当するし尿浄化槽及び湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号)第5条第2号に規定するし尿浄化槽をいう。

③ 霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場に適用する排水基準（霞条例第11条の3）

（単位 1リットルにつきミリグラム）

区分		項目及び許容限度 1日の平均的な排出水の量	窒素	りん
製造業	食料品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1.5
		500立方メートル以上	10	1
	金属製品製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	1
		500立方メートル以上	10	0.5
	上記以外の製造業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	12	1
		50立方メートル以上500立方メートル未満	10	0.5
		500立方メートル以上	8	0.5
その他の業種等	畜産農業	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	25	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1
	し尿浄化槽	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上	15	2
	上記以外の事業場	20立方メートル未満	45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満	20	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満	15	2
		500立方メートル以上	10	1

備考

- 1 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
- 2 この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- 3 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 4 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

- 5 別表第2第18項に掲げる霞ヶ浦指定施設を設置する工場又は事業場に係る排出水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に係る区分に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- 6 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(11) 暫定排水基準（排水基準を定める省令）

排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）第 1 条に規定する排水基準に対応することが、現時点での排水濃度の実態及び適用可能な排水処理技術等に照らして困難である一部の業種については、以下のとおり暫定排水基準が適用されています。

① 窒素含有量等

項目	業種	許容限度 (mg/L)	適用期間
窒素含有量	天然ガス鉱業	160 (日間平均 150)	令和 10 年 9 月 30 日まで
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	130 (日間平均 110)	
	酸化コバルト製造業	200 (日間平均 100)	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100 (日間平均 3,100)	
磷含有量	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	22 (日間平均 18)	

※ この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。

※ この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。

② ほう素等

項目	業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
ほう素及びその化合物(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	電気めつき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)	40
	金属鉍業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100
	旅館業(一リットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300
	旅館業(一リットルにつきほう素五〇〇ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500
ふつ素及びその化合物(単位 ふつ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12
	電気めつき業(一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。)の施行の際(昭和49年12月1日)、現に湧出していなかつた温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15

項目	業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
ふつ素及びその化合物（単位 ふつ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めつき業（一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際（昭和49年12月1日）、現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム）	畜産農業（令別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300
	ジルコニウム化合物製造業	350
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,800

※ 適用期間：令和7年6月30日まで（旅館業又は下水道業にあつては、当分の間）

### ③ 亜鉛含有量

項目	業種	許容限度 (mg/L)
亜鉛含有量	電気めつき業	4

※ 適用期間：令和6年12月10日まで

※ この表に掲げる業種に属する特定事業場が同時にこの表に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る規制基準については、この表に掲げるものを適用する。

④ 六価クロム化合物

有害物質の種類	業種	許容限度 (mg/L)
六価クロム化合物	電気めっき業	0.5

※適用期間：令和9年3月31日まで



(12) 豚房施設、牛房施設及び馬房施設に係る排水基準(上乘せ条例第2条第3項関係)

工場又は事業場の区分		項目	生物化学的酸素 要求量 (単位 1リット ルにつきミリグ ラム)		化学的酸素要求 量 (単位 1リット ルにつきミリグ ラム)		浮遊物質量 (単位 1リット ルにつきミリグ ラム)	
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	
霞ヶ浦及び北浦水域に排出 するもの	1日当たりの平均的な 排水の量が50立方 メートル以上のもの	10	15	10	15	20	30	
	1日当たりの平均的な 排水の量が50立方 メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200	
霞ヶ浦及び北浦水域以外の 水域に排出するもの	1日当たりの平均的な 排水の量が7.5立方 メートル以上50立方 メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200	

(13) 排出水の測定と報告

(水濁法第14条、生活環境条例第46条及び第46条の2、霞条例第11条の2、21条)

特定施設等を設置する者は、排出水の汚染状態を測定し、記録するとともに、記録した結果を3年間保存して下さい。

なお、排出水の汚染状態の測定については、水濁法に以下のとおり規定されております。

- 特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第1別紙4により届出たものについて、1年に1回以上。
- 測定のための試料は、排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

さらに、生活環境条例及び霞条例により、排出水の汚染状態の測定項目及び頻度については、排出水を放流する水域及び排出水量に応じて、以下のとおり規定されています。

① 水濁法の特定施設を設置する事業者

		測定内容
霞ヶ浦・北浦水域	(1) 500m <sup>3</sup> /日以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SSについて1回/週以上</li> <li>・ 窒素、リンについて1回/月以上</li> <li>・ 排出水量の連続測定</li> </ul>
	(2) 20 m <sup>3</sup> /日～ 500m <sup>3</sup> /日未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SS、窒素、リンについて1回/月以上</li> </ul>
	(3) 10 m <sup>3</sup> /日～ 20m <sup>3</sup> /日未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SS、窒素、リンについて6月に1回以上</li> </ul>
	(4) 10 m <sup>3</sup> /日未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SS、窒素、リンについて年に1回以上</li> </ul>
(5) 霞ヶ浦・北浦水域以外の水域で30 m <sup>3</sup> /日以上の者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SSについて1回/月以上</li> </ul>
(6) シアン化合物、六価クロム化合物を使用、排出する者 (水濁法の特定施設第61、62、63、65、66又は74号を設置する場合)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ pHについて1回/日以上</li> <li>・ 有害物質について1回/月以上</li> </ul>
(7) (6)以外の場合で有害物質を使用する者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質について1回/月以上</li> </ul>

※ 処理対象人員が201人以上のし尿浄化槽のみを設置している工場・事業場（排水基準が適用されるものに限る）のBOD又はCOD、SSの測定は、年に1回以上

※ 有害物質は水濁法第2条第2項第1号に規定するもの

※ BOD又はCODは、排水基準が適用される項目のみ測定。ただし、霞ヶ浦・北浦水域に50m<sup>3</sup>/日以上

の排出水を排出する特定事業場は、CODも測定してください。

② 生活環境条例の排水特定施設又は霞条例の霞ヶ浦指定施設を設置する事業者

		測定内容
霞ヶ浦・北浦水域	(1) 500m <sup>3</sup> /日以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SSについて1回/週以上</li> <li>・ 窒素、りんについて1回/月以上</li> <li>・ 排出水量の連続測定</li> </ul>
	(2) 20 m <sup>3</sup> /日～ 500m <sup>3</sup> /日未満の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SS、窒素、りんについて1回/月以上</li> </ul>
	(3) 10 m <sup>3</sup> /日～ 20m <sup>3</sup> /日未満の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SS、窒素、りんについて6月に1回以上</li> </ul>
	(4) 10 m <sup>3</sup> /日未満の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SS、窒素、りんについて年に1回以上</li> </ul>
(5) 霞ヶ浦・北浦水域以外の水域で30 m <sup>3</sup> /日以上 の者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD又はCOD、SSについて1回/月以上</li> </ul>
(6) 有害物質を使用する者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質について1回/月以上</li> </ul>

※ BOD又はCOD、SSの測定は、処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽のみを設置している工場・事業場を除く

※ 有害物質は生活環境条例施行規則第16条第1項各号に規定するもの

※ BOD又はCODは、排水基準が適用される項目のみ測定

※1 排出水の汚染状態を測定した結果、その汚染状態が基準値を超過している場合は、条例に基づき県等への報告を行って下さい。

※2 報告は、「水質測定結果報告書」(生活環境条例規則様式9号の2、霞条例規則様式1号)により行って下さい。

(14) 小規模事業所の排水規制 (生活環境条例第53及び第54条) ※霞ヶ浦流域以外

小規模事業所は、次のいずれかに該当する事業所をいいます。

- ① 水濁法の特定施設を設置している事業所のうち、水濁法第3条第1項の規定による排水基準又は上乗せ条例第2条に規定する排水基準が適用されないもの。
- ② 生活環境条例の排水特定施設を設置している事業所のうち、生活環境条例第36条に規定する排水基準が適用されないもの。
- ③ 特定施設又は排水特定施設を設置しない事業所

これらの小規模事業所に対しても排水の適正処理等の措置を義務づけており、以下の排出水の基準値を遵守する必要があります。

小規模事業所に適用される排出水の基準値

ア 水産食品製造業及び魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）、さつまいもでんぷん粉製造業及びクラフトパルプ製造業に該当する小規模事業所の基準値

(単位：mg/ℓ)

工場又は事業場の区分	項目	生物化学的酸素要求量	浮遊物質
		化学的酸素要求量	量
水産食品製造業及び魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）	1日の平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	120 (90)	160 (120)
	1日の平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 未満のもの	160 (120)	200 (150)
さつまいもでんぷん粉製造業	1日の平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	150 (120)	200 (150)
	1日の平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 未満のもの	160 (120)	200 (150)
クラフトパルプ製造業	1日の平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 以上のもの	30 (20)	65 (50)
	1日の平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 未満のもの	160 (120)	200 (150)

※1 数値は最大値で、( ) は日間平均値。

※2 生物化学的酸素要求量の基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って、化学的酸素要求量の基準は海域及び湖沼に排出される排出水に限って、それぞれ適用する。

※3 基準値は、茨城県小規模事業所排水対策指導要綱に基づく「指導排水基準」。

イ アで定める業種以外に該当する小規模事業所の基準値

(単位：mg/L)

項目	霞ヶ浦流域以外	
	○上記①又は②の事業所で排水量が10m <sup>3</sup> /日以上(30m <sup>3</sup> /日未満)のもの	○上記①又は②の事業所で排水量が10m <sup>3</sup> /日未満のもの ○上記③の事業所
生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量	25(20)	160(120)
浮遊物質	40(30)	200(150)

- ※1 数値は最大値で、( )は日間平均値。
- ※2 生物化学的酸素要求量の基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って、化学的酸素要求量の基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って、それぞれ適用する。
- ※3 基準値は、茨城県小規模事業所排水対策指導要綱に基づく「指導排水基準」。

排水の適正処理等の措置や、水質に関する基準を遵守するための措置が不十分であると認めるときは、県は事業者に対して必要な措置を講ずべき旨を勧告することができ、事業者がその勧告に従わなかった時は、その旨を公表することができます。

(15) 霞ヶ浦一般事業場の排水規制 (霞条例第21条の2及び第21条の3)

霞ヶ浦一般事業場は、次に該当する事業所をいいます。

霞ヶ浦流域内で特定施設、霞ヶ浦指定施設又は排水特定施設を設置しない工場又は事業場

霞ヶ浦一般事業場に対しては、「水質に関する基準」の遵守が義務づけており、公共用水域に排出する水（排水）を適正に処理し、以下の基準値以下にしなければなりません。

【水質に関する基準】 (単位：mg/L)

項目	基準	
	日間平均	最大
生物化学的酸素要求量	20	25
化学的酸素要求量	20	25
浮遊物質量	30	40
窒素	—	45
りん	—	6

※1 生物化学的酸素要求量の基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って、化学的酸素要求量の基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って、それぞれ適用する。

※2 この表において日間平均による基準は、排出する水の1日の平均的な汚染状態について定めたものとする。

※3 窒素及びりんについての基準は、し尿浄化槽から排出される水にあつては、最大による基準を日間平均による基準としてそれぞれ適用する。

【排水を排出する者に対する措置】

①県は、水質に関する基準を遵守するための措置の実施を確保するため必要があると認めるときは、措置の実施に関して必要な指導又は助言ができます。

②指導又は助言をした場合において、なお「水質に関する基準」を遵守していないと認めるときは、県は事業者に対して必要な措置を講ずべき旨を勧告することができ、事業者がその勧告に従わないで排水の排出を行っている時は、その旨の公表、改善命令又は排水の排出の一時停止命令をすることができます。

(16) 特定地下浸透水の浸透の制限 (水濁法第12条の3)

特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件(「有害物質が検出されること」)は、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年8月21日 環境庁告示39号)」により検定した場合に、下表の値以上の有害物質が検出される場合です。

	有害物質	値 (mg/L)
1	カドミウム及びその化合物	0.001
2	シアン化合物	0.1
3	有機リン化合物	0.1
4	鉛及びその化合物	0.005
5	六価クロム化合物	0.01
6	砒素及びその化合物	0.005
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
8	アルキル水銀	0.0005
9	ポリ塩化ビフェニル	0.0005
10	トリクロロエチレン	0.002
11	テトラクロロエチレン	0.0005
12	ジクロロメタン	0.002
13	四塩化炭素	0.0002
14	1,2-ジクロロエタン	0.0004
15	1,1-ジクロロエチレン	0.002
16	1,2-ジクロロエチレン	0.004
17	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
19	1,3-ジクロロプロペン	0.0002
20	チウラム	0.0006
21	シマジン	0.0003
22	チオベンカルブ	0.002
23	ベンゼン	0.001
24	セレン及びその化合物	0.002
25	ほう素及びその化合物	0.2
26	ふっ素及びその化合物	0.2
27	アンモニア性窒素	0.7
28	亜硝酸性窒素	0.2
29	硝酸性窒素	0.2
30	塩化ビニルモノマー	0.0002
31	1,4-ジオキサン	0.005

(17) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に関する構造基準及び定期点検の方法

①-1 床面及び周囲（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A 基準	<p>第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p>		
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		一 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
		二 施設本体が設置される床面及び周囲（第八条の三ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	一月に一回以上



①-2 床面及び周囲（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法								
A 基準	第八条の三に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検								
B 基準	<p>(附則) 第三条 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。</p> <p>ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p>	<p>(附則) 第三条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 施設本体が設置される床面及び周囲</td> <td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数								
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上								
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上								

	<p>二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 276 1357 488">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</td> <td data-bbox="1357 276 1525 488">点検を行う事項</td> <td data-bbox="1525 276 1973 488">点検の回数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 488 1357 660">二 施設本体</td> <td data-bbox="1357 488 1525 660">施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1525 488 1973 660">一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 660 1357 901"></td> <td data-bbox="1357 660 1525 901">施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1525 660 1973 901">一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。</td> </tr> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	二 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上		施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
二 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上									
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。									
C 基準		<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲</p>									

		<p>げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</td> <td>点検を行う事項</td> <td>点検の回数</td> </tr> <tr> <td>一 施設本体が設置される床面及び周囲</td> <td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>一月に一回以上</td> </tr> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
一 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上						

②-1 施設本体（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	—	<p>（点検事項及び回数）</p> <p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1"> <tr> <td>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</td> <td>点検を行う事項</td> <td>点検の回数</td> </tr> <tr> <td>三 施設本体</td> <td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	三 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
三 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上									
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上									

②-2 施設本体（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法
A 基準 B 基準	—	※A 基準を参照（ただし、床面及び周囲のB 基準に適合する場合は、当該基準参照）
C 基準	—	※A 基準を参照

③-1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法								
A 基準	<p>第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p> <p>二 略</p>	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）</td> <td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> <tr> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>一年に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数								
四 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上								
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上								

③-2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A 基準	第八条の四第一号に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検									
B 基準	<p>(附則) 第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p> <p>二 略</p>	<p>(附則) 第四条（左欄の続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）</td> <td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
一 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上									
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上									
C 基準	一	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p>									

		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		二 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上

④-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法			
A 基準	<p>第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p>	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p>			
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
		五 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチ	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上	

	<p>(1) トレンチの中に設置されていること。</p> <p>(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>の中に設置されている場合に限る。)</p>	<p>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</p>	<p>一年に一回以上</p>
			<p>トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p>	<p>一年に一回以上</p>
		<p>六 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</p>	<p>配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>一年（※）に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</p>
<p>※ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年</p>				

④-2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A 基準	第八条の四第二号	第九条の二の二の規定に基づく点検 （附則）第四条（左欄からの続き）		
B 基準	（附則）第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。 一 略 二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。 イ トレンチの中に設置されていること。 ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。		
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		二 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
			配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
			トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
		三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上



<p>C 基準</p>	<p>一</p>	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1061 711 1973 1166"> <thead> <tr> <th data-bbox="1061 711 1339 852">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="1339 711 1621 852">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1621 711 1973 852">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1061 852 1339 1166">三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</td> <td data-bbox="1339 852 1621 1166">配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1621 852 1973 1166">一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
三 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。						

⑤-1 排水溝等（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A 基準	<p>第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1059 715 1973 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 715 1375 906">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="1375 715 1733 906">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1733 715 1973 906">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 906 1375 1007">七 排水溝等</td> <td data-bbox="1375 906 1733 1007">排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1733 906 1973 1007">一年（※）に一回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年</p>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（※）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
七 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年（※）に一回以上						

⑤-2 排水溝等（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法										
A 基準	第八条の五に適合すること	第九条の二の二の規定に基づく点検										
B 基準	<p>(附則) 第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>(附則) 第五条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の七の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水溝等</td> <td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>六月に一回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上</td> </tr> </tbody> </table>		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数										
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上										
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、三月）に一回以上										

<p>C 基準</p>	<p>—</p>	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1025 593 1301 762">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="1301 593 1563 762">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1563 593 1975 762">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1025 762 1301 1008">四 排水溝等</td> <td data-bbox="1301 762 1563 1008">排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1563 762 1975 1008">一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1301 1008 1563 1283">排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td data-bbox="1563 1008 1975 1283">一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。		排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
四 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。									
	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位の変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。									

⑥-1 地下貯蔵施設（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A 基準	<p>第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第一（第九条の二の二関係）（抜粋）</p>		
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		八 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年（※）に一回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

	<p>※ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を一月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上行う場合にあつては、三年</p>
<p>※ 地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表 3-1 又は 4-1 を参照</p>	

⑥-2 地下貯蔵施設（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法
A 基準	<p>第八条の六に適合すること</p>	<p>第九条の二の二の規定に基づく点検 （附則）第六条（左欄からの続き）</p>
B 基準	<p>（附則）第六条 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。 イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p>	<p>2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p>

<p>ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>二 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p> <p>三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</p>	<p>点検を行う事項</p>	<p>点検の回数</p>
	<p>一 地下貯蔵施設（二の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>一月（有害物質の濃度の測定に漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月）に一回以上</p>
	<p>二 地下貯蔵施設（前項第二号に適合するもの及び前項第三号に適合するもの（第二号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）</p>	<p>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする</p>

C 基準	一	<p>(附則) 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 708 1319 887">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="1319 708 1621 887">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1621 708 1986 887">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 887 1319 1321">五 地下貯蔵施設</td> <td data-bbox="1319 887 1621 1321">地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1621 887 1986 1321">一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
五 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。						



⑦ 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法
A 基準	<p>第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <p>一 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	<p>第九条の二の二 (略)</p> <p>2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。</p>
A 基準 B 基準	※A 基準を参照	※A 基準を参照

C 基準	—	<p>(附則) 第八条 (略)</p> <p>2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。</p> <p>(→ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。)</p>
------	---	---

## 4 参 考

## (1) 水質関係その他の基準等

○湖沼水質保全特別措置法第 15 条に基づく指定施設及び基準、同法第 22 条に基づく準用指定施設及び基準

### 1 対象施設

区分	規制対象施設
指定施設	豚房施設 豚房の総面積40m <sup>2</sup> 以上50m <sup>2</sup> 未満の事業場 牛房施設 牛房の総面積160m <sup>2</sup> 以上200m <sup>2</sup> 未満の事業場 馬房施設 馬房の総面積 400m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満の事業場
	こいの養殖施設 網いけすの総面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの
準用指定施設	水質汚濁防止法施行令第 1 条別表第 1 の 1 の 2 に掲げる豚房施設 (総面積50 m <sup>2</sup> 以上)、牛房施設 (総面積200m <sup>2</sup> 以上)、馬房施設 (総面積500m <sup>2</sup> 以上) のうち、同法又は条例による排水基準の適用を受けない施設

### 2 指定施設・準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準

(湖沼水質保全特別措置法第 19 条第 1 項、湖沼水質保全特別措置法の規定に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例)

#### (1) 豚房施設、牛房施設、馬房施設

- ア 豚房、牛房及び馬房(以下「豚房等」という。)並びにこれに接する畜舎の通路等は、汚物又は汚水(以下「汚物等」という。)が外部へ流出しない構造とすること。
- イ 豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等で汚物等が飛散するおそれがある箇所は、汚物等の除去に支障のない構造とすること。
- ウ 豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等に雨水が流入しない構造とすること。
- エ 豚房等の内部は、汚物等の除去に支障のない広さ及び高さを有する構造とすること。
- オ 汚物だめ及び汚水だめは、汚物等の貯留及び除去に支障のない構造とすること。
- カ 汚物だめ及び汚水だめの汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物だめ及び汚水だめを適切に使用すること。
- キ ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。
- ク アからキまでに掲げる基準に適合する措置を講ずることのできない場合にあっては、当該措置と同等以上の効果を有すると知事が認めた措置を講ずること。

#### (2) こいの養殖施設

- ア 飼料の投与は、飼料の残さを生じさせないよう適切に行うこと。
- イ 死魚は、速やかに法第 3 条第 1 項に規定する指定湖沼から除去し、陸上で適切に処分すること

○畜舎、畜産施設、水産施設及び魚粉飼料施設の構造並びに使用及び管理の基準

1 対象施設

区分	規制対象施設
特定施設 (水質汚濁防止法)	豚房施設 豚房の総面積50m <sup>2</sup> 以上の事業場 牛房施設 牛房の総面積200m <sup>2</sup> 以上の事業場 馬房施設 馬房の総面積 500 m <sup>2</sup> 以上未満の事業場
	水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設、洗浄施設、脱水施設、ろ過施設及び湯煮施設（以下「水産施設」という。）
	動物系飼料又は有機質肥料の製造業（魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）に限る。）の用に供する原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、真空濃縮施設及び水洗式脱臭施設（以下「魚粉飼料施設」という。）
排水特定施設	畜舎（馬の飼養に用いる同一敷地内のものであって、260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。）

2 畜舎、畜産施設、水産施設及び魚粉飼料施設の構造並びに使用及び管理の基準  
(茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 23 条第 2 項)

(1) 畜舎、豚房施設、牛房施設及び馬房施設の構造並びに使用及び管理の基準

1 ふん尿及びこれを含んだ汚水は、公共用水域に直接排出しないよう適切に管理すること。
2 ふん尿及びこれを含んだ汚水を貯留する場合は、汚水が流出し、又は地下に浸透しない適切な構造とすること。

備考

この基準は、排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる排水基準が適用される事業場又は水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第 3 に掲げる排水基準が適用されるものについては、適用しない。

(2) 水産施設及び魚粉飼料施設の構造並びに使用及び管理の基準

水産施設又は魚粉飼料施設を設置する工場等は、魚腸骨等を適切な構造の施設を設置する等により除去又は回収し、当該魚腸骨等を排出水とともに公共用水域に排出しないこと。
--

備考

この基準は、水産施設又は魚粉飼料施設を設置する工場等であって、排水基準を定める省令別表第 2 に掲げる排水基準が適用されるもの又は水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例別表第 2 に掲げる排水基準が適用されるものについては、適用しない。

## ○農業、畜産業及び魚類養殖業での水質保全対策に関する規定（霞ヶ浦流域）

### 1 規制対象

区分	規制対象
農業	霞ヶ浦流域内において農業を営む者
畜産業	霞ヶ浦流域内において畜産業を営む者
魚類養殖業	霞ヶ浦流域内において魚類養殖業を営む者

### 2 適切な施肥及び用水管理（農業）

（茨城県霞ヶ浦水質保全条例第 27 条、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則第 21 条）

- (1) 知事が別に定める標準的な施肥の量を示す基準等を考慮して適切な施肥を行うこと。
- (2) 肥料の種類、土壌に残存する養分、標準的な施肥の量を示す基準等を考慮し、適切な量の施肥を行うこと。
- (3) 化学肥料の使用量の削減を図ること。
- (4) 肥料の成分が排水路等に流出しにくい施肥を行うこと。
- (5) 施肥の直後は水田から排水しない等の適正な用水の管理を行うこと。
- (6) 畦畔（けいはん）の保全により漏水等を防止すること。

### 3 家畜排せつ物の適正な処理（畜産業）

（茨城県霞ヶ浦水質保全条例第 28 条、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則第 22 条）

- (1) 家畜排せつ物の量に応じた適切な処理方法を選定すること。
- (2) 畜舎の面積は、ふん尿の管理が適切に行える面積とすること。
- (3) 畜舎の清掃に当たっては、散水により生じる汚水の量の削減並びに飛散及び流出の防止を図ること。
- (4) 家畜排せつ物の処理に当たっては、発生する家畜排せつ物の量に応じた適切な処理方法を選定すること。
- (5) 家畜排せつ物の処理施設の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 霞ヶ浦流域内の農地に家畜排せつ物を散布するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ・発酵をさせた後に散布すること。
  - ・作物の種類、肥料の量、「2 適切な施肥及び用水管理」の基準等を考慮して適切に行うこと。
- (7) 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録しなければならない。

### 4 魚類養殖の適正管理等（魚類養殖業）

（茨城県霞ヶ浦水質保全条例第 29 条、茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則第 23 条）

- (1) 養殖施設の規模に応じた適切な魚類の量を放養すること。
- (2) こいの養殖に当たっては、養殖に係るこいの量が、面積が 25 平方メートルの網いけす 1 台あたりおおむね 1.5 トンとなることを放養の標準とすること。
- (3) 漁場の水環境の監視を行うこと。

## (2) 公害防止管理者制度等の概要

### 1. 根拠法

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（公害防止組織整備法）

<法の目的>

公害防止統括者、公害防止管理者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資すること

### 2. 法律の対象となる工場

特定工場を設置している者

【特定工場】

- ① 対象業種 製造業（物品の加工業含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業
- ② 対象施設 次の施設を設置している工場

ばい煙発生施設	有害物質排出施設、排出ガス量1万Nm <sup>3</sup> /時以上の工場
汚水等排出施設	有害物質排出施設、排出水量1千m <sup>3</sup> /日以上以上の工場
騒音発生施設	機械プレス（呼び加圧能力980kN以上） 鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）
特定粉じん発生施設	大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設
一般粉じん発生施設	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設
振動発生施設	液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力2,941kN以上） 機械プレス（呼び加圧能力980kN以上） 鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）
ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設のうち、特定のもの

### 3. 特定工場を設置している者の義務（主なもの）

義務	対象となる特定工場
① 公害防止統括者の選任及び届出	事業者が常時使用する従業員の数が21人以上の特定工場
② 公害防止主任管理者の選任 及び届出	ばい煙発生施設（排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時以上の工場）と汚水等排出施設（排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上以上の工場）を設置している特定工場
③ 公害防止管理者の選任及び届出	全ての特定工場
④ ①～③の代理者の選任及び届出	①～③に同じ

※ いずれも選任した日から30日以内に届出

#### 4. 公害防止管理者の役割等

	役 割	資 格
公害防止統括者・代理者	特定工場の事業の実施を統括管理	なし
公害防止主任管理者・代理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮	国家試験による有資格者
公害防止管理者・代理者	特定工場の公害防止に関する具体的業務を管理	

#### 5. 公害防止管理者の種類及び資格者(水質関係)

施 設 の 区 分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
令第7条第2項第1号 <sup>※1</sup> に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1万m <sup>3</sup> /日以上 <sup>3</sup> の工場に設置されているもの	水質関係 第1種 公害防止管理者	水質関係 第1種有資格者
令第7条第2項第1号 <sup>※1</sup> に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1万m <sup>3</sup> /日未満 <sup>3</sup> の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係 第2種 公害防止管理者	水質関係 第1種有資格者 第2種有資格者
令第7条第2項第2号 <sup>※2</sup> に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1万m <sup>3</sup> /日以上 <sup>3</sup> の工場に設置されているもの	水質関係 第3種 公害防止管理者	水質関係 第1種有資格者 第3種有資格者
令第7条第2項第2号 <sup>※2</sup> に掲げる汚水等排出施設で排出水量が1万m <sup>3</sup> /日未満 <sup>3</sup> の工場に設置されているもの	水質関係 第4種 公害防止管理者	水質関係 第1種有資格者 第2種有資格者 第3種有資格者 第4種有資格者

※1 水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等の排出施設

※2 BOD、SS等の生活環境項目が問題となる汚水等の排出施設



(3) 各県民センター等管轄市町村一覧

県民センター等名	市 町 村 名
<p>環境政策課 県央環境保全室</p> <p>(水戸市笠原町978番6 県庁舎1階)</p> <p>TEL 029-301-3044 FAX 029-301-3049</p>	<p>水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村</p> <p>※ 水戸市、笠間市、ひたちなか市の事業所について、水濁法及び県条例に係る特定施設等の届出先は、各市になります。</p>
<p>県北県民センター 環境・保安課</p> <p>(常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎1階)</p> <p>TEL 0294-80-3355 FAX 0294-80-3357</p>	<p>日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町</p>
<p>鹿行県民センター 環境・保安課</p> <p>(鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎本庁舎2階)</p> <p>TEL 0291-33-6056 FAX 0291-33-5638</p>	<p>鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市</p>
<p>県南県民センター 環境・保安課</p> <p>(土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎本庁舎2階)</p> <p>TEL 029-822-7048 FAX 029-822-9040</p>	<p>土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、河内町、阿見町、美浦村、利根町</p> <p>※ つくば市の事業所について、水濁法及び県条例に係る特定施設等の届出先は、つくば市になります。</p>
<p>県西県民センター 環境・保安課</p> <p>(筑西市二木成615 筑西合同庁舎2階)</p> <p>TEL 0296-24-9134 FAX 0296-24-7813</p>	<p>古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町</p> <p>※ 古河市、筑西市の事業所について、水濁法及び県条例に係る特定施設等の届出先は、各市になります。</p>